

午前十時開議

○河野俊弘委員長 ただいまから子ども・若者施策推進特別委員会を開会いたします。

○河野俊弘委員長 本日は、報告事項の聴取等を行います。まず、議事に先立ちまして、八月十七日付で理事者に人事異動がございました。後ほどお手元の管理職一覧を御確認いただきますようお願いいたします。

○河野俊弘委員長 それでは、1 報告事項の聴取に入ります。

まず、㊦令和八年第三回区議会定例会提出予定案件について、議案①世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例から⑥世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の六件について、一括して理事者の説明を願います。

○渡邊保育認定・調整課長 それでは、議案①から⑥までの各条例改正につきまして一括で御説明いたします。

資料は、児童福祉施設の設備及び運営の基準等の改正に伴う関係条例の一部改正についてを御参照ください。本件は、部内二課、計六本の条例改正となりますが、共通の改正項目となっておりますので、各条例別の資料ではなく、共通の資料にて御説明をいたします。

まず、1 の主旨でございます。児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法の各規定に基づき、内閣府令及び文部科学省令並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める基準につきまして、今般、関係省令等が改正されましたので、各条例の一部を改正する条例案を令和八年第三回区議会定例会に提案するものでございます。

次に、2 の提案予定条例でございます。記載のとおり、㊦から㊨までの六つの改正条例の提案を予定してございます。

次に、3 の主な改正内容でございます。

一点目としまして、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、通称こども性暴力防止法が令和八年十二月二十五日に施行されることに伴いまして改正された関係府令に基づき、各条例におきまして、児童を

対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるものでございます。

二点目としまして、ゼロ歳から二歳の子どもを対象に保育を行う小規模保育事業につきまして、児童福祉法等の一部を改正する法律により、満三歳以上の保育を必要とする子どものみを対象とする満三歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、改正された内閣府令に基づき、対象条例において規定の整備を行うものでございます。

各条例の主な改正内容としましては、次のページの①から⑦までに記載をしてございます。

次に、4の改正案でございますけれども、別紙1から別紙6として新旧対照表をおつけしてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、5の施行予定日でございますが、こども性暴力防止法の施行に伴う改正の施行日につきましては、法施行日と同日の令和八年十二月二十五日としており、その他の改正の施行日につきましては、令和九年四月一日を予定してございます。

次に、6のその他を御参照ください。こども性暴力防止法の施行に向けて、現在区では、区が運営する施設や事業の対応を進めるとともに、民間事業者に対しましても国のガイドラインの周知や制度内容の説明会、国システムへの登録の取りまとめ等を順次実施してございます。十二月二十五日の法施行日までに、義務対象事業者が対応すべき事項である対象業務従事者の範囲の検討、確定や、採用過程での性犯罪前科の事前確認等の犯罪事実確認・防止措置及び性暴力事案の疑い発生時の報告・対応ルールの策定・周知や、従事者向け研修の計画策定・実施等の安全確保措置の実施のための体制整備等につきまして、区、民間ともに着実に進めてまいります。また、区報や区ホームページ等で制度周知に取り組んでまいります。

義務対象事業者の現職者の犯罪事実確認につきましては法施行から三年以内に実施することとされておりますが、対象者が全国で約二百八十万人在ることから、現在、国は各都道府県を二十七区分に割り振り、犯罪事実確認書の分散申請を実施するとしており、今後、区は国から示されるスケジュールに基づき対応してまいります。

なお、認定事業者の現職者の犯罪事実確認につきましては認定から一年以内に実施することとされておりますが、現時点で手続の詳細等は未定でございます。

こども性暴力防止法の概要につきましては参考資料を添付してございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

最後に、7の今後のスケジュールでございますが、令和八年第三回区議会定例会に改正

条例案を提案する予定でございます。

私からの説明は以上です。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 ㊟新たな行政経営の移行実現プラン（令和七年度推進状況）について、理事者の説明をお願いします。

○寺西子ども・若者支援課長 それでは、新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）について御説明いたします。

なお、本件は五常任委員会及び四特別委員会との併せ報告でございます。

1の主旨でございます。世田谷区基本計画に掲げる目指すべき未来の世田谷の姿の実現に向けまして、区は、令和六年三月に新たな行政経営への移行実現プランを策定し、持続可能な新たな行政経営への移行を目指し取組を進めております。このたびプランの二年目に当たる令和七年度の取組につきまして、決算を踏まえた効果や成果を新たな行政経営への移行実現プラン（令和七年度推進状況）としてまとめましたので、御報告するものでございます。

2の推進状況についてでございますが、全体の推進状況につきましては先日の五常任委員会におきまして御報告をさせていただいておりますので、本委員会所掌の取組について御説明をさせていただきます。

右肩一〇ページを御覧ください。取組み項目の表の見方についてでございますが、表の最下段に㊟として令和七年度の主な実績をお示ししております。

一一ページ以降がそれぞれの取組み項目となっております。本委員会所掌の取組につきましては合計十の取組がございますが、主な取組について御説明をいたします。

右肩三九ページの2―㊟新BOP学童クラブの各種申請手続等業務の効率化を御覧ください。

新BOP学童クラブ利用に係る電子申請件数は二千七百八十件となりまして、入会児童全体に占める利用率は三二%、主な対象である二、三年生の利用率は四七%となり、時間や場所を問わず申請できる環境を整え、保護者利便性の向上と受付業務の負担軽減を図りました。また、受付後のデータ入力、申請内容の確認等、後続業務の委託化について業務フローの見直しを行うとともに、書類管理の一元化等、引き続き業務の効率化を図りまし

た。

続きまして、右肩五〇ページの右、３－二となります。ＩＣＴを活用した児童虐待対応業務の効率化を御覧ください。

令和六年より導入したタブレット端末による業務効率化に加え、令和七年十月より電話対応支援システムを導入し、通話内容のリアルタイムテキスト化による記録作成業務の縮減を図り、生み出した時間で今まで以上にきめ細やかなケースワークに取り組むことができました。

続きまして、右肩五三ページの右、３－三となります。子ども・子育て地域活動支援助成事業の申請受付業務等の効率化、相談・支援体制の充実を御覧ください。

助成事業の審査会の実施に当たりまして、これまでは審査委員に対しては事務局による説明を行っていましたが、案件により各団体から審査委員に対し直接事業説明を行ってもらうことで職員の事務の効率化を図るとともに、団体の活動や思いをより正確に伝えられるよう改善をしております。

続きまして、右肩五九ページの右側となります。５－１の区立保育園での業務改善の推進を御覧ください。令和六年に実施しました現場職員へのアンケートやヒアリングを基に保育園業務の可視化を図り、その中でも特に現場の負担が大きい業務に絞り、手法の見直し、ＩＣＴツールの改善などを検討し、令和七年度末に一部実装いたしました。併せてシステム利用端末の更新や増設、ネットワーク環境の更新など、業務改善推進のための環境整備にも取り組みました。

引き続き、持続可能な新たな行政経営の実現に向けまして、庁内一丸となって取組を進めてまいります。

御説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 次に、㊦世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況について、理事者の説明を願います。

○寺西子ども・若者支援課長 それでは、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）の推進状況について御報告いたします。

本件は、五常任委員会及び子ども・若者施策推進特別委員会での併せ報告でございます

す。

1の主旨でございます。区では、世田谷区債権管理重点プラン（令和六～九年度）を策定し、収納率の向上と収入未済額の縮減に取り組んでまいりました。このたび令和七年度における実績が確定し、本推進状況としてまとめましたので、御報告するものでございます。

なお、本件につきましては、五常任委員会で既に御説明をさせていただいておりますので、本日は子ども・若者に係る債権の部分を御説明させていただきます。

資料右上のページ番号で御説明をいたします。資料三ページを御覧ください。6の債権管理重点プランに掲げる九債権につきまして、過去五年間の収入未済額の推移でございます。表の中の上から五番目の保育園保育料と、七番目の奨学資金貸付金が子ども・若者部で所掌する債権となります。

保育園保育料につきましては、令和三年度分については、新型コロナウイルス感染症による休園に伴い、登園実績により保育料を日割り計算したため、収納月が令和三年度と四年度にまたがったことで収入未済額が高くなっておりますが、令和四年度以降は電話催告による納付勧奨に重点的に取り組んだ結果などにより、三年間で半減をしております。

次に、奨学資金貸付金につきましては、平成二十八年度で貸付事業が終了し、令和元年度以降は回収業務のみとなっており、収入未済額は基準年の令和三年度と比較して令和七年度は四一・二％となるなど、滞納の縮減に取り組んでおります。

なお、各債権の詳細につきましては三ページ以降におつけしております別紙推進状況の二八ページと二九ページに保育園保育料の債権、三二ページ、三三ページに奨学資金貸付金の債権を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

七の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりでございます。

御説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの御説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 過去、給食費が無償化になり、その後、給食費の債権については、私の認識だと教育委員会が債権管理をする、収納に向けた業務をするということから別の部署がまとめて業務を担うように変わっていたと理解をしていますが、保育料についても無償化という扱いになりまして、資料を見ると区外からの場合については、いろいろ業務が発生するみたいなことで理解をしているものの、この部分が極めて小さいサイズに縮減していくのであれば、給食費と同じくこの分野についてはもうどこかの部署がまとめて債

権管理をしていくということに今後なるのでしょうか。

○**渡邊 保育認定・調整課長** 保育料につきましては昨年の九月から無償化が始まりました、現在は延長保育料ですとか管外受託の保育料につきまして収入未済額が発生していくという状況でございます。五年間の時効期間になりますので、それが五年後とかになれば、もっと保育料の収入未済額自体が少なくなってくるかなと思いますけれども、今現在、入園担当のほうでそこら辺の収納事務は行っておりますけれども、例えば庁内でも連携して対応することで収納率が改善するのであれば、そういったことも視野に検討を進めていきたいというふうに考えております。

○**河野俊弘委員長** それでは次に、㊟（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）について、理事者の説明をお願いします。

○**寺西子ども・若者支援課長** それでは、（仮称）世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例（素案）について御説明いたします。

本件は、文教常任委員会との併せ報告となります。

1の主旨でございます。本件は、複雑化するいじめへの対応について、学校、教育委員会、区長部局が一体となり、家庭、地域、関係機関と連携していじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに条例を制定するものでございます。条例の検討に当たっては、学識経験者や心理士、弁護士、PTA関係者、民生委員児童委員、校長等から意見を伺いながら検討を進め、このたび素案として取りまとめましたので御報告するものでございます。

2の条例の基本的な考え方です。本条例では、全ての子どもの最善の利益を基本に据え、いじめを起こしてはならないものであると同時に、起こり得るものとして捉えております。そのため、未然防止だけではなく、予兆への気づきや予防的な対応、早期発見、早期対応、再発防止までを一連の取組として位置づけております。

また、いじめへの対応に当たっては、責任追及や処罰を目的とするのではなく、被害を受けた子どもの安全安心と尊厳の回復を最優先としながら、関係する全ての子どもへの支援を重視していることが特徴となっております。

3の条例（素案）の構成でございます。条例は、前文及び七つの章で構成しております。条例の内容について御説明をさせていただきます。四ページを御覧ください。

まず、前文では、先ほど御説明した本条例の根底となる考え方を示しております。現在

骨子ですが、今後条例の理念や制定趣旨がより伝わるよう、条例案に向けて取りまとめてまいります。

続いて、第一章総則では、条例の目的や基本理念を定めております。未然防止、予兆への気づきや予防的な対応、被害を受けた子どもの心身の回復、再発防止や関係性の調整、回復までを含めて取り組むことを示しております。また、子どもの最善の利益を最優先とすることや、子どもの意見表明権を尊重することを基本理念としております。

次に、六ページの第二章、七ページの第三章を御覧ください。ここでは、区立学校におけるいじめ対応の基本方針と、区教育委員会、学校、保護者、地域など各主体の責務を定めております。いじめは事案ごとの背景や関係性が異なることから、一律の対応ではなく、状況に応じた対応を行うこととしております。また、いじめへの対応を学校だけの責任とするのではなく、区全体で子どもを支える仕組みとしており、教育委員会においては学校を支えるための体制整備、充実等について示しております。

続いて八ページを御覧ください。第四章、区立学校における段階別対応の基本では、予防、早期発見、早期対応、複雑事案への対応について整理しております。本条例の大きな特徴は、いじめが表面化する前の予兆への気づきや予防的対応を重視している点でございます。子どもの表情や言動、人間関係の変化などの小さなサインを見逃さず支援につなげることや、明確な被害申告がなくても、子どもが苦痛を感じている状況が確認された場合には対応につなげることを定めております。また、SNSトラブルや背景が複雑な事案については、重大事態になる前の段階から専門職や関係機関と連携して対応することとしております。

続きまして、九ページを御覧ください。第五章体制等では、条例の実効性を確保するための体制整備を定めております。関係機関との連携を図るためのいじめ防止等対策連絡会や、教育、心理、福祉、法律などの専門家で構成するいじめ問題調査委員会を設置し、専門的かつ中立的な立場から調査や提言を行う仕組みとしております。

続きまして、一〇ページを御覧ください。第六章いじめ重大事態への対処では、重大事態への対応の考え方を定めております。被害を受けた子どもの生命や心身の安全、安心して学ぶ権利を最優先とし、調査だけでなく支援も並行して進めることを基本としております。また、調査結果につきましては、再発防止や学校支援につなげるとともに、必要に応じて再調査を行う仕組みについて示しております。

続いて一一ページを御覧ください。第七章では、区立学校以外の学校や未就学児施設と

の連携について定めており、本条例の目的及び基本理念が区立学校以外の学校や関係施設・機関等に広く共有されるよう周知していくことを示しております。

それでは、二ページにお戻りください。4のいじめを取り巻く動向でございます。

国では、いじめ防止対策推進法の制定以降、重大事態調査に関するガイドラインの見直しなど制度の充実が図られております。区においても、いじめ防止基本方針の改定や専門委員会の設置、子どもの権利条例の施行など取組を進めてまいりました。

5のその他でございます。条例の検討に当たっては、子どもの意見や実態の把握を重視しております。区立小中学校での学級での話し合い、全児童生徒を対象としたアンケート調査、ワークショップなどを実施しており、今後これらの結果を条例やガイドラインに反映し、具体的な取組にも活用してまいります。

三ページを御覧ください。6今後のスケジュールでございます。九月にパブリックコメントの実施及びシンポジウムの開催を予定しております。その後、条例案の取りまとめを進め、令和九年第一回定例会に条例案を提案し、同年四月の施行を予定しております。

御説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 次に、㊦ユースカウンスル事業「第0期」による検討結果について、理事者の説明を願います。

○寺西子ども・若者支援課長 それでは、ユースカウンスル事業「第0期」による検討結果について御報告をいたします。

1の主旨でございます。昨年七月から開始しましたユースカウンスル第ゼロ期のメンバーが、この間、自身が課題に感じた四つのテーマについて検討を進めてきており、先般その検討結果を取りまとめましたので、内容を御報告するものでございます。

2のユースカウンスル事業の概要、㊧の事業概要でございます。

「若者が変える！世田谷」をキャッチフレーズに、中学一年生から二十四歳の区内在住、在学、在勤の若者が、月一回の定例ミーティングやテーマごとのプロジェクトチーム活動を通じて、若者自身が課題感を持ったテーマや区が提起したテーマについて若者主体で検討を行う活動となります。

㊦「第0期」の活動内容です。この間、他自治体の先進事例を学びながら活動の仕組

みを整えるとともに、若者自身が課題に感じた四つのテーマや、区が提起した（仮称）世田谷地域青少年交流センターの構想等について検討を行ってまいりました。①メンバー構成、②活動期間、③主な活動経過については記載のとおりでございます。

二ページ目を御覧ください。㊦「第0期」の検討結果でございます。

四つのプロジェクトチームが関係所管へのヒアリングや区民まつり等でのアンケート調査等を踏まえた検討結果を取りまとめ、八月四日に区長及び関係各部に対して報告と提言を行いました。①の報告につきまして、三つのチームの報告の概要を御説明いたします。

まず、世田谷の魅力チームは、世田谷には多種多様な魅力がありながら、世田谷といえどこれだというものが見つかりなかつたということから、もっと世田谷の魅力について発信していきたいという動機に基づいて活動を開始いたしました。区民まつりなどでの活動を通じて、若者に情報発信することの難しさを実感したことを踏まえ、中高生が知りたいと思っている情報を収集しデータベース化するなど、オンラインを活用した情報発信手法について引き続き検討を行っていくという報告がございました。

続きまして、若者の居場所チームです。中高生はコミュニティーや地域との関わりが少なく、地元気軽にできる居場所が足りないことから、地元の同年代の多様な仲間と出会う若者による若者の居場所が必要だという動機に基づき活動を開始しました。今年五月には、上北沢にあるお寺で中高生の居場所の実証実験を行っております。居場所のニーズについてのさらなる検討を行うため活動団体を新たに立ち上げまして、区が若者たちの地域活性化の活動に助成を行うせたがや若者ファンディングから助成を受けて、若者による若者のための居場所の運営を継続していくという報告がございました。

三ページ目を御覧ください。男女共同参画チームでございます。男女共同参画への社会全体の認知不足や、性的マイノリティー当事者が区立施設を使用する際の不安解消の必要性等についての課題意識に基づき活動を開始いたしました。性的マイノリティーの理解に関する認証制度の構築の必要性や、そのような取組を実践する事業者を区民に分かるように伝えるための日常的な可視化の方法について、引き続き検討していくという報告がございました。

次に、②提言について御説明いたします。提言は、交通問題チーム、1チームからございました。経過としましては、南北交通が不便、自転車走行の危険性、駐輪場の不便さ、交通費の負担など、区内の交通に関して若者自身が感じる課題意識に基づき活動を開始いたしました。記載のとおり、区の関係部署や民間団体主催のフォーラムに参加して情報収

集をするとともに、様々な機会アンケート調査等を行い、若者からの意見聴取を行ってまいりました。その上で、子ども・若者部及び道路・交通計画部に対して四つの提言がございました。

一つ目が、若者向け公共交通機関の割引制度の導入として、バスや鉄道の若者向け割引制度の導入についての提言。二つ目が、交通政策に若者の声を反映する仕組みとして、道路交通・計画部が所管する地域公共交通活性化協議会の区民委員に若者枠の設置を求める提言。三点目が、区が実施する若者調査に交通に関する項目を追加する提言。四つ目が、自転車の安全、駐輪環境の改善を求める提言となっております。

四ページ目を御覧ください。☺今後の対応等でございます。

報告のあった三テーマにつきましては、第一期ユースカウンスルにおいて検討を継続してまいります。提言のあった一テーマについては、区がメンバーと引き続き対話をしながら、その政策的な効果や他の取組との優先順位等を踏まえ、実現可能性等について検討を行ってまいります。検討結果を一年以内にメンバーにフィードバックいたします。

3、今後のスケジュールは記載のとおりでございます。

五ページ目以降に各チームが作成したスライドを掲載しております。五ページ目から世田谷の魅力チームのスライド、一ページ目から若者の居場所チームのスライド、一七ページ目から男女共同参画チームのスライド、二ページ目から交通問題チームのスライドとなっております。交通問題チームのスライドに関しましては、二六ページ目から区への四つの提言の詳細、特に一つ目の若者向け割引制度の新規導入につきまして、制度の内容や予算額等が詳しく記載をされております。後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 提案に対して区役所から一年以内にフィードバックが来るというようなお話でしたが、例えば、区議会で陳情が採択ですとか趣旨採択をされると、何かしらのアクションを区役所としては起こして、それが議会に報告をされたり政策化をしていると理解をしていますが、こちらについてはあくまでもフィードバックであって、何かしらのニュアンスを取り入れたり、政策を実現したりとか、そういった前向きに何かアクションを起こすということは必ずしもするつもりではないという認識でよろしいでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長 まずは若者からいただいた提言について、若者と引き続き対話をしながら、こちらもその必要性ですとか政策的な効果を調査、検証していく必要が

あろうかと思っています。その上で、何らか実際にその施策化が必要かどうかというところも含めて検討した上で、やるかやらないかも含めた検討をしていく形になると考えております。その結果については、もちろん若者にもフィードバックをいたしますし、何らか施策が実現するというのであれば、区議会のほうにも御報告することになろうかと思っております。

○**そのべせいや委員** 実現をせずに意見だけ聞くポーズを取ったり、あるいは若者から意見を聞くようなガス抜き場に決してならないように、ぜひ必要な、あるいはできそうな提案がありましたら取り入れていただきたいということを要望します。

もう一点、すみません。近年、この手のプログラムといいますか、若者参加型のこうした行政が行ったり公的機関が行っているようなものについて、総合型選抜の入学選抜を目指す私立、国立の中高一貫校の生徒が多く参加をして、彼らの実績づくりのある種狩り場のようにしている印象を、この場ではなくてほかの場について受けています。世田谷区のユースカウンスルはそうになっているのか。要は、学力的、社会階層的に一部の層に偏った状態で提案が行われていないかということに対して疑念を抱いている状態ですが、分かれば伺いたいです。

また、ユースカウンスルを若者の意見とするからには、一部の層に偏らないような工夫が必要だと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいです。

○**寺西子ども・若者支援課長** まず、どういう若者たちが参加しているかというところかと思うんですけども、特段どこの学校に所属しているかとかということは把握しておりません。年齢ぐらいは把握していますけれども、そういう属性は把握していないというのが現状ですので、今委員が言われたようなことが実際に起きているのかどうかは、正直把握はしていないというところでございます。

また、一部の層に限らないかということについては、こちらも募集に当たっては広く周知をしまして、常に途中参加もオーケーという形にして、これでクローズしているわけではないので、参加したい方であれば幅広く受け入れる体制を取っているという状況でございます。

○**そのべせいや委員** 友達と参加をする、あるいは友達の友達が来るみたいなことに関しては、どうしても仕方ないというか、広がっていく中で必要なことだとは思いますが、一部に、地域的にも様々な属性的にも偏らないほうが望ましいということは意見します。

○**たかじょう訓子委員** 大変興味深く拝見させていただきました。特に公共交通に関する

取組ですよね。交通チームのところですけども、七割が交通費を負担に感じていた、約五割がそのために外出をためらった経験があったとか、そういうリアルな声が出てきて、だからこそ必要だという、これは本当に区議会でもこれは言いたいなと思ったぐらいの話で、本当によく調査もしているし提言もされています。私たちもこういったことに少しでも応えられるようなことをやってもらいたいなというふうに思いますし、私たちも何か手伝っていきいたいなというふうに思うんですけども、こういったところ、今区内の若者たちでやっていきますけれども、行く行くは、例えば他区のこういった若者の取組などと交流をすとか、そういうことなんかもしていくともっと視野が広がるのかなんていうふうに思いましたけれども、今後、いろんな取組を考えておられるというふうに思いますけれども、どんな展望をお持ちなのかなというのをちょっと教えていただければ。

○寺西子ども・若者支援課長 今、他自治体の事例というお話もいただきましたけれども、一ページの㊦㊧主な活動経過にありますけれども、昨年九月に静岡県菊川市でもユースカウンスルの、幾つか近隣の自治体が集まってやる会議がありまして、そちらを視察に行っていました。また、今年度もちょっと別のところで、全国でユースカウンスルをやっている、類似した取組をやっている自治体が集まる会合があると聞いておりまして、そこにも参加する予定でございます。

こういった形で、いろんな自治体の取組も学びながら継続していくほうがより発展していくかとも思っておりまして、そういった様々な自治体の取組を踏まえながら、この活動を継続していきたいと思っております。

○たかじょう訓子委員 積極的に、視野が広がるそういったところを取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。要望です。

○おぎのけんじ委員 さっきのそのべ委員の御指摘とかぶるんですが、今後の対応というところで、各テーマについて実現可能性について検討を行うと、検討結果を一年以内にメンバーにフィードバックすると、この一年以内というのがあまりにも遅過ぎるような気がしてまして。どうせやるならば、筋のいい提案があった場合は、それこそ予算化するみたいなのところも視野に入れないと、これをやっているほうもなかなかモチベーションが上がらないと思うんです。ですから、この時期の設定に関しては、分からないけれども来年度の予算検討が始まる今ぐらいの時期にはもう既にフィードバックをして、来年度実現に向けてみんな頑張りましょうみたいな感じにならないと、ちょっと私は政策的にもこれを

やっている意味があんまりないんじゃないかなという気がしてくるんですけれども、ちょっとこの一年以内というあまりにも長期スパンな期間を設定したところの意味について教えてください。

○寺西子ども・若者支援課長　今回、第0期ということで本当に前例のない取組ということもありまして、一つ一つ考えながら進めてきているところもありまして、一定程度仕組み化する時間がかかるというところが現実にあったところでございます。また、若者のほうも、対話をしていくに当たって、やはり学業と並行してやっていくということもあって、なかなか気軽に集まれなかったりですとか、若者のほうも少しそういった事情があるということもありまして、今回一年以内ということで少し時間を設けて、あと検討も丁寧にやっていく必要もありますし、場合によっては先進事例の視察なんかも必要かなと思っておりまして、今回は一年以内ということとさせていただきます。

○おぎのけんじ委員　丁寧にやればいいというものではないと思いますし、この高校生、中学生が何年生なのか分からないけれども、やっているうちに卒業しちゃいましたみたいなことはあり得ると思いますから、そういう制約条件は制約条件でちゃんと考えて、期限を切ってやっぱり形にしていくという、この仕事の一つの在り方だと思いますから、ちょっと今後のやり方については御検討いただければと要望いたします。

○津上仁志委員　私も実現までの道のりはもう少し早くしたほうがいいなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

一つ、中高生の居場所という形で今回報告が上がっていますがけれども、基本各地区の中には児童館があって、本来はそこが中高生の居場所になるべきだというふうに私たちはずっと言ってきたわけなんですけれども、そういうお話を今回こうやってテーマとして挙げた子どもたちにお聞きになったのか。居場所となり得ていない理由とか、そのあたりをしっかりと区として吸い上げたのでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長　今御指摘いただいた、例えば児童館が居場所じゃないのかとか、そういったところの確認までは行っていないというのが実情でございます。上北沢で今回居場所の実証実験をやったということで、上北沢にも児童館はもちろんありますので、彼らがそこに通っていたかどうかとか、そのあたりはちょっとヒアリングしてみたいと思っております。

○津上仁志委員　本来であれば、こういったテーマが出た時点で、区として用意しているものがあって、それが若者の居場所のニーズは大きいというふうに書かれてテーマとされ

ていること自体がおかしなことであって、現状しっかり区の施設があるわけですから、それがこのニーズに合うように変えていくというのが本来筋だと思うんですけども、今回そういったことはされなかったということなんですけれども、しっかり、せっかくこうやって出てきている意見、既に区として取り組める資源があるわけですから、そこに対して若者たちに考えさせるのではなくて、区が区としてしっかりそれに応えていこうという姿勢も、このユースカウンスルの取組の中では必要だと思いますので、そこは重々反省していただいて、今後もう少ししっかりした取組、若者の声をしっかり聞き入れられる、そういった体制にしていきたいということを要望しておきます。

○中山みずほ委員 私も津上の意見とちょっと近い部分があるんですが、例えば、一つ目の報告の世田谷の魅力チームに関しては、取材もされているようですが、既に「ねつせた！」という資源というよりも事業があるじゃないですか。若者が話し合った結果必要なということは、事業があったけれども届いていないということにもなったりしますよね。二つ目の若者の居場所チームも、今津上委員が言ったとおりかなと思います。

あともう一つ、男女共同参画チームも、今パートナーシップ宣誓が意外に周知されていない、低下しつつあるというような課題がある中で何となく出てきている。さらに交通問題も、やっぱり世田谷区は若者に限らず交通問題というのはありますし、これにおいては交通費の問題ですけれども、疑っているわけじゃないんですけれども、何となく誘導していることはあるのかなのか。最初のスケジュールの段階で、まず0期のメンバー募集、若者自身が課題感を持ったテーマというふうにしていますけれども、区の事業に何か擦り寄せるとか。

もう一点あります。例えば、若者の居場所チームのところで、報告の中にせたがや若者ファンディングから助成を受けていて、引き続き区の助成をしていくというように流れができていくというわけです。つまり、行政側が当てはめていっている傾向はあるのか。決してそれは悪いことだとは思わないんですが、あまりにそれが過ぎてしまうと、本当の若者というよりも事業に当てはめる、このやった感だけの事業になってしまう懸念があるかなと思うんです。その辺はいかがでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長 まず、今回の四つのテーマについては本当に若者発意のテーマでございまして、逆に区から何か今委員御指摘があったような擦り寄せるとか、そういったことはほとんど全くやっていないというのが実情でございます。

先ほど児童館の御指摘もありましたけれども、あと「ねつせた！」のお話もありました

けれども、逆にどこまで区のほうが若者たちに情報提供するのか、若者たちのテーマに対して、今既にこれがありますということを提示していくのかというところのバランスが正直ちょっと難しかったところがありまして、あまりこちらから先回りして、いや、これもあるよ、あれもあるよという形にすると、若者たちがせっかく発意したものが、じゃ、これはやめておこうとかということにもなるというところがありまして、その若者たちの発意に対して区がどういった形で助言をしてサポートしていくかというところは、今回やってみて非常に難しさを感じたところではあります。

ただ、今御指摘のあったような、ではこういうふうにやってみたらどうかとか、区からそういう誘導的なことは特にやってはございませんで、若者ファンディングに関して言えば、ユースカウンスルのほうも一定程度予算を持っていまして、こういった活動に対するお金は出せるんですけれども、これは今事務局を希望丘青少年交流センターに担っていたいていんですけれども、そのこのほうで、若者たちの主体性をより伸ばすためにこういうファンディング事業を活用してみたらどうかという提案で、若者たちも、ではそれをやってみようということになったので、ファンディングにエントリーしていただいたと、そういう経緯となつてございます。

○中山みずほ委員 今の御説明で分かりました。確かに難しいというお言葉があったと思うんですが、私も難しいだろうなと思っていますので、0期ということなので、まずはそういった視点も持ちながらやっていただくことをお願いしたいのと、もう一点、先ほど出ました今の受験制度、大学受験においては、総合型選抜というところもかなり塾が過熱している状況です。私たち議員のもとにも、中にもいらっしゃると思いますが、恐らく総合型選抜のための質問だなど思うのが、私のところに何件も来ているんです、時期的に、二年前ぐらいから。もちろんそれは知らないふりをして、なるべくお答えしていくようにはしていますけれども、どちらかという塾が主導でそういったことを探してくる可能性があつて。それが悪いことではないし、実際に体験することは重要だと思うんですけれども、ただ、行政としては、やっぱり総合型選抜に利用される可能性があるということは、それを防ぐというよりは、あるという認識をお持ちいただいたほうがいいかなとは思っていますが、いかがでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長 今御指摘いただきまして、その認識は持ちたいなというふうには思っております。ただ一方で、例えば特定の学校から何人も来ているような様子というのもあまり見受けられないというのが実態でして、比較的個人で参加している方が多

いなという印象も受けておりまして、あとは発表の様子とか日頃の様子とかを見ても、たくさんいろんな、多様な子がいるなど、すごく優秀そうな子もいれば、割と普通の感じの子もいたりということで、その動機は様々だと思うんですけども、どういう動機であったとしても、こちらとしては若者たちの主体的な活動を伸ばしていくというところで、そういうこともあるということは認識を持ちながら取り組んでいきたいと思います。

○中山みずほ委員 細かい話になりますけれども、どちらかというと塾が主導になっている可能性が高いので、学校が同じ、学校で何かということも一部ありますけれども、そこで見分けられるものでも。でも、分けたところで、では除外するというものでもないと思うのですごく丁寧にやらなければならないけれども、やはりもうちょっとその辺を認識いただいた上でやるほうがいいのかという気がしましたので、要望にしておきます。

以上です。

○田中優子委員 今回のこういう取組が私たちにこうして議会に正式に報告されているということ自体が非常にいいことだなというふうに思います。ただ若者を集めて意見をまとめてガス抜きみたいなことではなく、一応きちんと報告もされ、私たちも目にして、それぞれの議員が気づいたことがあればまた提案にも結び付けられるのかなというふうに感じました。

ちょっと制度的なものなんですけれども、今回報告としたチームと提言としたチームがありますが、これはメンバーの意思によって決められたことですか。

○寺西子ども・若者支援課長 それぞれ提言を目指して検討はしていただいているんですけども、検討の進み具合ですとか、やはり集まったりするのなかなか難しかったりもしまして、その検討の進み具合によって、今事務局になっているアップスとの話合いの中で、では今回は報告にしていこうとか、交通チームはかなり調べて内容も充実していましたので提言にしよう、そこは若者たちとの話合いの中で決めているという形になっております。

○田中優子委員 では、もともとどのチームも提言を目指していたということでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長 このユースカウンスル自体が区に対する政策提言というのを一義的な目的としておりますので、基本的には提言というものを目指して、残りの三つのチームも第一期、また活動を継続していくというふうに捉えております。

○田中優子委員 そうなりますと、ちょっと先ほどもいろいろ議論があったんですけど

も、今、区がどのような取組をしているかという本当に詳細な情報を提供しなければ提言にはならないわけですね。せっかく若者が気づいていろいろ言ってくれたのに、もうそれは区がやっていますよみたいなことになってしまうと、せっかくのあれを潰してしまうんじゃないかという懸念があるとおっしゃっていましたが、それはやっぱりなしですね。提言してもらうためには、きちんと情報を全て若者に提供した上で、それで、なおかつさらにこういう提言ができるんじゃないかということを考えてくださいというふうに言わなければ意味がないというふうに思うんです。ですから、0期ですのでトライアルでいいと思うんですが、第一期、第二期と続けていくに当たりましては、そこは区としても容赦なくというのは変なんですけれども、きちんと対応していただいたほうがいいのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。

○寺西子ども・若者支援課長　今回報告、提言も四チームとも、一応、例えば交通だったら交通の部署ですとか、世田谷の魅力であれば広報広聴課とか、関係部署にヒアリングをやった上で今回こういった報告、提言という形になっております。ですので、若者たちも自らの発意でこういうテーマに取り組んでくださっていて、とはいえ今、区でもこういう現状があるということは、そこは対話をしながら、若者たちにも学んでいただきながら、よりよい形をつくっていくというのが一つの在り方かなと思っております。

実際、今回いろいろ提言ないしは報告をいただいて、かなり我々もそうですし、各所管も気づかされた点が多かったというのは恐らく一致した感想かなと思っておりまして、必ずしも直ちに政策に結びつかなくとも、そういった気づきがいろんなところに出てくるのではないかなということも感じております。

○河野俊弘委員長　㊤新BOP学童クラブの入会手続き等の変更について、理事者の説明を願います。

○渡邊児童課長　新BOP学童クラブ入会手続き等の変更につきまして、児童課長より御説明させていただきます。

1 主旨です。新BOP学童クラブにつきまして、さらなる成育支援の推進、そして保護者の負担軽減を図るために、区民から寄せられた意見、要望等を踏まえ、入会申込みに関する取扱いを見直すことといたしました。

2 見直しの内容となります。

㊦利用児童保護者における育児休業期間中の取扱いの見直しについて。

①現状と課題です。現在、新BOP学童クラブでは、保護者が育児休業を取得している期間は入会要件を満たさないものとして取り扱っており、既に入会している児童についても、保護者が育児休業に入った時点で退会となります。BOPを利用することにより遊びや交流の機会を一定程度保障してはいるものの、就業世帯の子どもの生活の支援を継続することはできず、対象児童及び保護者に負担が生じている状況がございます。

②見直し内容です。利用児童の放課後の生活への影響を最小限とするため、既に学童クラブに入会している児童につきましては、保護者が育児休業を取得する場合においても継続して学童クラブを利用できる取扱いへ変更いたします。

③適用時期です。本取扱いの適用時期につきましては、次年度四月の入会に向けた制度周知を開始する令和八年十月一日からといたします。ただし、令和八年四月一日以降に保護者の育児休業取得を理由として退会されている児童もおりますことから、公平性等を鑑みまして、本取扱いを遡及適用することとし、保護者からの申出に基づき再入会を認めることといたします。

④周知方法につきましては記載のとおりです。

続きまして、㊦四月入会一斉受付のスケジュールの見直し及び各種申請におけるオンライン申請対象者の拡大について。

①現状と課題です。例年、四月入会一斉受付の申請期間につきましては、十二月上旬に一週間程度設けておりますけれども、申請期間が短いことから、就労証明書等の必要書類の準備が間に合わず期間内の申請が困難となるケースがございます。また、現在新規入会児童につきましては、職員が児童の成長や発達の状況、家庭状況等を把握する機会とするため、原則として新BOPに入会申請書を直接御提出いただいておりますけれども、受付時間が新BOPの開設時間である午前九時三十五分から午後六時までに限られているため、就労等の都合により来所が難しい保護者にとって負担となっている状況がございます。

②見直しの内容です。保護者の利便性向上を図るため、四月入会一斉受付の申請期間を拡大いたします。申請期間につきましては、一次受付を令和八年十一月二日から十二月十五日まで、二次受付を令和九年一月十五日から二月十日までといたします。また、急な転居や転職等のやむを得ない事情により、一次受付及び二次受付期間内に申請できなかった方を対象として、住民票の写し等、事情を証明できる書類の提出をしていただく必要がございますけれども、令和九年三月一日から三月三十一日までの期間外受付を実施いたしま

す。

併せて、申請方法につきましては、新規入会、継続利用及び再入会の別を問わず、原則としてオンライン申請へ移行いたします。オンライン申請の対象拡大に当たりましては、より円滑な手続を実現するため申請システムの変更も行います。

③適用時期及び④周知方法につきましては記載のとおりです。

㊦新規入会予定児童保護者と新BOP職員の入会前面談の実施について。

①現状と課題です。さきに申し上げましたとおり、入会申請をはじめとした各種申請につきましては、今後新BOP窓口への直接提出を廃止し、原則としてオンライン申請へ移行する予定としておりますけれども、申請のオンライン化により、入会前の新BOP職員と保護者の対面でのやり取りがほぼなくなってしまう懸念がございます。

②見直しの内容です。面談では、児童及び保護者の状況を適切に把握するとともに、保護者に対して新BOPが重視している生育支援の考え方であったり、新BOPでの生活等について説明を行い、事業への理解を深めていただく機会とするため、原則として全ての新規入会申請者を対象に、新たに入会前面談を実施することを想定しています。また、入会前の段階で保護者との関係づくりを進めることにより、児童が安心して新BOPでの生活を開始できる環境を整えてまいります。

③適用時期及び④周知方法につきましては記載のとおりです。

私からの説明は以上です。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 昨年、新BOPの入会申込みについてオンライン化してほしいというのを要望したので、変更については大変ありがたいです。

一方で、昨年までは持参をしていく期間の中に土曜日が一日含まれていたと理解をしていますが、今㊦で御報告をいただいた入会前面談について、土曜日に実施をするという可能性はあるのでしょうか。それとも現場の負担を鑑みると難しいのか教えてください。

○渡邊児童課長 これに関しましては、今六十一校で新BOPを展開させていただいており、六十一校のそれぞれの状況が異なってくることがございます。その関係で、今まで一斉入会の申込み受付のところで土曜日が入っていましたけれども、土曜日に入会の事前面談を行う新BOPもあると思います。ただ、全ての土曜日にどんどん埋めていくような話は、職員の事務負担というところも考えますとなかなか難しいところではありますので、そこを、申請の受付をした方から日程調整をさせていただいて、もしかしたら平日の午前

中に来ていただくことも当然想定をしなければなりませんし、ただ、保護者の負担軽減みたいな文脈から考えれば、学校に来ていただく、例えば就学前健診のタイミングでそれをセットするだとか、そういったところを学校と調整しながらやっていくみたいなことも含めて、各学校と新BOPのほうの調整の中で、日程についてはこれから詰めていく形になるかと思います。

○**そのべせいや委員** 現場の御負担を考えると、軽々しく土曜日にやってくれと確かに言えないということは大変理解をします。その上で、今おっしゃっていただいたように就学前の健診でしたり、新一年生の保護者説明会でしたり、様々な機会で保護者の方がいらっしゃっているケースもあると思いますので、そういった機会も含めて、保護者負担を軽減していただきたいということは要望しておきます。

○**岡本のぶ子委員** 見直しの内容の中で、一ページ目の2の②のところの利用児童のお子さんが、保護者の方が育児休業を取得した場合に今まで新BOP学童クラブが使えなくなっていたということについては、これはちょっと、こんなことがあったんだということに対しては、うちの福田委員からも、子どもたちの育ちのこと、継続的な友達との関わりを考えたときには改善すべきだという、そういう子どもたちの声を代弁した質問もさせていただいて要望させていただいてきたところですので、これが改善されたことはよかったですけれども、一点伺いたいのが、今そのべ委員が言われた入会前面談の件なんですけれども、これをどうしても直接対面でなくてはいけないのか、それともズームなどのオンラインで顔を見ながらやり取りするという面談もあるのではないかと思うんですけれども、それは採用されない理由を教えてください。

○**渡邊児童課長** 今委員おっしゃっていただいたオンラインシステム等を使った面談については、一切検討していないわけではございません。ただ、実際に四月一日を迎えるまでの間に、学童クラブの環境を見ることがなかったりだとか、学童クラブの実際の雰囲気を感じていただくことがなかったりだとかということを、できる限りない形で一斉入会の申込みの受付をずっとやってきたという経過がございましたので、実際、現場の意見もちょっと聞きながら、事前面談というのをフェース・トゥー・フェースの場でやっていくのかどうかというふうな形で、所管課と現場との話をちょっとしてきたところです。

ただ、今後こういったオンラインの会議というものも普通にやられるような状況になってきている中で、今後、これは法定事務でやっているわけではございませんので、新BOPと保護者の信頼関係が構築できる形であれば、オンラインでの面談というのも当然考え

られることかなと思っています。今年度初めて実施していくことにはなりますので、今後、今回やってみた内容を踏まえて検討していく内容かなというふうに考えているところです。

○**岡本のぶ子委員** 例えば、新BOPのその場所の雰囲気を見てもらいたいということなんですけれども、例えば兄弟がいて、既に上の子がそこに参加をしてもうその現場を知っていると、あと、ほかのいろいろな学校の行事の中でそこは既に見学しているとか、そういう保護者もおられると思うんです。そういう場合に、対面のみで面談ということとを殊さら引っ張ってしまうのは、保護者にとっても、やはりお子さんがそこに四月入会する前段階で面談をするという、その情報共有は保護者もどうしてもやりたいことだと思いますので、双方、職員の方も必要だと思うので、何かそこを、オンラインを先延ばしにするというのはいかがなものかなということを感じておりますが、そういうことはどのように、既にもう現場は知っていますという保護者のお子さんの場合はどのようなお考えなのでしょうか。

○**渡邊児童課長** 今回の事前面談に関しましては、先ほど申し上げたとおり法定事務とかということで決められたものではないです。あわせて、入会要件にもなっているわけではございません。あくまでその保護者との関係の中で事前面談をさせてほしいということで、日程調整をしながら折り合いをつけてやっていくというふうな形を目指しているものなので、お子さんだとか、家庭の区別みたいなものをなかなかしにくい場合が結構多いかなというふうに思うんですけれども、委員が例として挙げていただいた、御兄弟がもう既に新BOPのほうに入会されている方ということに関して言えば、もしかしたら事前面談を何らかの形で省略する形ということはあるかもしれません。

具体的にこれをやらないということではなくて、今現場とも、この話のやり方については今調整をしている最中ですので、方向性としては原則やっていきたいと思いますというふうな方向で児童課としては動いていくということで今回御報告させていただいている内容なので、手法、手段についてはこれからも検討を続けてまいります。

○**河野俊弘委員長** ㊦世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業の評価・検証について、理事者の説明をお願いします。

○**柏原児童相談支援課長** それでは、私より世田谷区乳幼児短期緊急里親モデル事業の評価・検証について御説明させていただきます。

初めに、1 主旨でございますが、区では、世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に基づき、乳幼児短期緊急里親事業を令和七年九月よりモデル事業として実施しているところでございます。本計画では、試行二年目に当たる令和八年度に検証を行い、令和九年度から本格実施することを目標に挙げていることから、今年度評価検証委員会を設置し、事業の評価検証を行っておりますので、この間の検討状況を報告するものでございます。

次に、2 事業の概要でございます。

㊦の事業目的でございますが、次の二点を主たる目的としております。一つ目が、愛着形成への影響を考慮した一時保護の実現でございます。二つ目は、緊急的に一時保護の受入れができる里親の確保でございます。これらを事業の目的として、本事業では、常時乳幼児の受入れを行うことができる緊急里親を確保しているところでございます。

次に、㊧緊急里親家庭数につきましては、令和八年八月三十一日現在四家庭でございます。

㊨乳幼児短期緊急里親の主な資格要件としましては、世田谷区に養育家庭の登録をしていること、実子もしくは里子等の乳幼児の養育経験があること、または記載の資格を有し実務経験があること等を要件としております。

次の二ページを御覧ください。㊩サポート里親につきましては記載のとおりでございます。

㊪本事業の対象児童の年齢（月齢）につきましては、令和七年度はおおむね生後四か月以降を対象としておりましたが、令和八年度からは、区の保育園への預け入れが可能となる月齢に合わせ、生後二か月以降に対象を拡大いたしました。

㊫緊急里親の待機時間は、土日祝日を含めて午前八時半から午後九時までとなっております。

㊬待機料は記載のとおり。

㊭実施体制につきましては、受入れ先の調整や乳幼児の移送、緊急里親の支援等に当たり、児童相談支援課、児童相談所、里親支援センターともがき、また乳児院であるカリタスの園つぼみの寮が連携を図りながら、各機関の役割分担に基づき実施しております。

次に、3 緊急里親への一時保護実績でございます。令和七年度につきましては二人、令和八年度は八月三十一日時点で七人となっており、これまでに九人の乳幼児を緊急里親にて一時保護を行っております。

続いて4 評価・検証委員会の開催状況等でございますが、評価・検証委員会設置要綱に

基づき、委員四名のほか、オブザーバーとして外部有識者一名、乳児院施設長一名を加えた評価検証委員会を設置し検討を行うとともに、次ページ㊦に記載のとおり、緊急里親意見交換会を開催し、緊急里親からも直接御意見をいただいているところでございます。

次に、5の検討状況でございます。評価、検証に当たりましては、次年度以降の本格実施に向けて、事業の目的と事業の枠組み、具体的には緊急里親の家庭数、対象児童の年齢（月齢）、待機時間、実施体制、その他を検証項目として設定し、それぞれについて委員、オブザーバー、緊急里親から評価及び課題等について意見を伺い、次年度以降の事業の在り方等について検討を行っているところでございます。

主な意見等につきましては、㊧各項目に対する主な評価及び課題に記載しております。

まず、①事業目的でございますが、家庭での個別的な関わりを得ることにより、乳幼児の愛着形成にいい影響があり、実父母の養育においてもよい変化につながったこと。適切な家庭環境下における乳幼児の様子等が把握できたことで、その後の援助方針を適切に決定できたとの意見や、乳幼児の安全確保に向けた緊急的な受入れ先としての機能を果たすこともできていると、こういった評価や意見がございました。

一方で、今後に向けてということで、緊急里親が単なる乳幼児の受皿とならないよう、本事業の目的や愛着形成、愛着移行等に対する理解を深め、共通理解を図るために、緊急里親のみならず関係機関に対しても説明会や研修等を行っていく必要があるという意見も上がっております。

次に、②のア、緊急里親家庭数でございます。今年度四家庭となったことで、児童の状況等に応じたマッチングが可能になった点、また、週ごとに待機順位をつけた運用を行ったことで里親の待機に係る負担軽減を図ることができているという意見が上がっております。

一方で、保護が長期化した場合には受入れ先の確保が難しくなること、また、こうした状況も踏まえ、登録家庭数の維持、確保に向けて資格要件の緩和に関する意見もございましたが、乳幼児の安全面に関わるため、要件緩和については研修体系等の検討を含めて引き続き丁寧に検討を行っていく必要があるという意見が上がっております。

次に、イ、対象児童の年齢（月齢）でございます。今年度より対象年齢（月齢）を生後二か月以降としたことは、安全面や里親の負担面から見ても適切であったと評価いただいております。一方で、本事業の趣旨を踏まえると、新生児についても受入れを行っていく

ことが望ましいが、現状の体制等で緊急里親が受託するのは難しく、新生児の受入れを行っていくためには、研修内容や支援体制のさらなる充実が必要という今後の課題も挙げられております。

続いて、ウ、待機時間につきましては、一時保護委託に当たっては、児童相談所等が役割分担して連携を図って行う必要があり、各機関の開庁日に合わせた現在の午前八時三十分から午後九時という待機時間は適切であるとの意見をいただいております。一方、二十四時間待機につきましては緊急里親家庭の負担が大きく、また、関係機関の体制確保等も必要になることから、現状においては困難であるという評価もございました。

次に、エ、実施体制につきましては、関係機関等が連携、役割分担しながら乳幼児の受入れや緊急里親の支援を行っており、必要な実施体制を確保できている点。また、関係機関がその専門性を生かした研修を実施しており、緊急里親として必要なスキル習得を図ることができている点を評価いただいた一方で、今後、新生児の受入れも見据え、さらなる研修の実施や支援体制の在り方について今後も検討が必要であるとの意見も挙げられております。

次に、五ページを御覧ください。最後に、オ、その他につきましては、今年度緊急里親交流会を開催いたしました。意見交換やケースの振り返り、その後の状況報告等を行ったことで緊急里親のモチベーションの向上につながったため、年一回だけではなく、定期的に開催していくべきとの意見がございました。

これらの意見も踏まえ、6今後の方向性でございます。評価・検証委員会での検討により、本事業は、乳幼児の愛着形成や乳幼児の迅速な安全確保のための受入れ先としても機能していることから当該事業の目的を果たしていること。また、運営面においても関係機関が連携しながら現行の実施体制を維持して運用していくことが望ましいことが確認されました。一方で、先ほど申し上げたように、今後の課題として、緊急里親や関係機関向けの研修の充実、資格要件等の見直しの必要性、新生児の受入れに向けた研修や支援体制の在り方、緊急里親連絡会の定期開催等が挙げられております。

以上を踏まえまして、次回の評価・検証委員会では、これらの課題に対する今後の具体的な取組等について整理を行い、次年度以降の本格実施に向けてさらなる検討を進めてまいります。

最後に、7今後のスケジュールでございますが、九月に第三回評価・検証委員会を開催し、その後、十一月の本委員会にて、次年度以降における乳幼児短期緊急里親事業について

て御報告することを予定しております。

私からの説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○岡本のぶ子委員 今回、本事業がモデル事業として令和七年九月一日からスタートされて、本当に世田谷区が英断して実施してくださったことに対して評価をさせていただきます。その上で、当初二名だけだった緊急里親の方々が、目標であった四名まで到達し、そして預かるお子さんがトータルで九名まで預かれたということも、やはり、言い方は変ですがけれどもこれだけの需要があったということにもなりますので、そういうお子さんを乳児院ではなく、やはり愛着形成が一番大事な時期に世田谷区で家庭養育の優先の原則をしっかりと守っていく体制を整えていただいていることはすごく評価できると思っております。

その上で、先ほどもこの課題にも挙がっていましたが、当初四か月以降のお子さんだったところを、今は生後二か月以降のお子さんまで拡大してやってみましたということと、今後、新生児の受入れについては何度も課題ということでは挙がっているんですけれども、どのようにこの課題を乗り越えていこうとされる、研修を含めてお考えなのか一つ伺いたいこと。

あと、何よりもこの緊急里親さんのモチベーション、やはりお子さんを預かる、ただ単なる受皿じゃないんだというところで、そのお子さんを預かったことによって、お子さんの表情が豊かになった、その喜びを実親さんと一緒に共有できるような、そういう何かエピソードみたいなものがあれば教えていただきつつ、そのモチベーション向上にどのように結びつけていくのかということ、その二点を伺えればと思います。

○柏原児童相談支援課長 ありがとうございます。まず、新生児の受入れについてでございます。新生児につきましては、やはり生まれて間もないということもあり、養育に係る情報が少ないという点、そういった点で、やはり緊急里親さんから、現状のノウハウや経験といったところでは、まだ受入れに関する不安はあるという声が直接挙げられております。

一方で、他の自治体で同様の乳幼児短期緊急里親の里親事業を実施しているところがございますが、そういった自治体では実際に新生児の受入れも行っているというふうに伺っております。実際にそういった受入れを行っている自治体でどういった研修を行っているのか、また、どういった支援体制を組んでいるのかというところを実際にお聞きして、区

としてこういった展開ができるのか、どういう支援体制、研修内容であれば安心して受けられるのか、また研修期間はどれくらい積み上げればいいのかというところをしっかりと精査した上で、新生児の受入れに向けた準備を進めていきたいというふうに思っております。

もう一点、里親のモチベーションの件でございます。緊急里親につきましては、実際に乳幼児を預かりますと、毎日養育記録というものをつけております。今回、緊急里親交流会の中でも実際にエピソードとして挙げたところなんですけれども、実際に里親さん宅でこういった養育を行っていたのか、こういった変化があったのかというところを実際にメモ等にさせていただいて、児童相談所の児童福祉司を介しながら実親さんのほうに情報提供であったりということを行っております。実際、そういったところが実親さんの養育の向上につながっているというところと、また、そういった反応を里親さんのほうにもフィードバックしたことで、モチベーションの向上につながっているというふうに伺っております。

○**岡本のぶ子委員** 分かりました。他の自治体で新生児の受入れを既に実施されているというところもある、そこを参考にしていきたいというお話もありましたので、ぜひ情報共有していただきながら質の高い研修を進めていただき、新生児からの受入れがなるべく可能となる世田谷区の乳幼児緊急里親事業にしていきたいということは要望させていただきます。

その上で、先ほどのモチベーションの部分なんですけれども、今までどうしても実親の方が、里親さんに預けると子ども取られちゃうんじゃないか、そういうことが常に壁になって里親さんには預けられないんですというのが今までの区の御説明だったんですけれども、今御紹介いただいたように、実親さんにもそれが喜びとなって伝わっていくような、そういう事例も伺いましたので、ぜひそういった事例をお伝えいただきながら、とにかく子どものためには、愛着形成のこの時期は家庭的な養育が大事なんですよということが上手に実親さんに伝わって、子どもの最善の環境を整えていけるような、そういう取組をお願いしたいと思います。その一点いかがでしょうか。

○**石山児童相談課長** 委員おっしゃるとおり、里親に預けるとなかなか自分に懐かなくなるんじゃないかとか、帰ってこなくなるんじゃないかとか、そういう御不安をお持ちの保護者さんはいまだいらっしゃるのも事実です。ただ、今エピソード等もございましたけれども、そういった実親さんの反応ですとか、お子さんの変化ですとか、そういったものを

私たち児童相談所の職員が、例えば援助方針会議の中でその成果を共有しながら、職員の間みんながそこを実感して、保護者の方に、里親に預けることでどういう変化が起きて、またそこで愛着の土台ができることで、おうちに戻ってきたときに、また育てやすさというか対応のしやすさだとか、対応のヒントがもらえると、そういったことを具体的に説明ができるような形にしたいなというふうに思っております。

○岡本のぶ子委員 ぜひ来年の四月からの本格実施に向けて、準備をよろしく願いいたします。

○河野俊弘委員長 次に、㊤世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会における検討状況について、理事者の説明を願います。

○柏原児童相談支援課長 引き続き私から、世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会における検討状況について御説明させていただきます。

1 主旨でございます。区は、虐待等の逆境的体験があり、親族からのサポートがなく困難な状況にある若者の社会的自立を支援するため、世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金を活用し、せたがや若者フェアスタート事業を実施しているところでございます。

平成二十八年度の制度開始以降、事業の拡充を進めてきている一方、支援対象を広げているにもかかわらず制度利用が十分に進んでいないことや、進学後の中退、生活基盤の不安定さなどの課題が依然として見られております。また、基金につきましても累計四億四千万円を超える御寄附をいただいていることから、寄附者の御好意に応えられるよう、基金をより効果的に活用していく必要があると認識しております。

こうした状況を踏まえ、支援対象者の実態や課題、ニーズを把握するとともに、今後の支援の在り方を検討するため、世田谷区児童養護施設退所者等支援事業検討会を設置し見直しの検討を進めておりますので、その検討状況を御報告するものでございます。

2 見直しの背景でございます。

まず、㊤現状でございますが、本事業は、逆境的体験により様々な困難を経験してきた若者が、自立に向け新たな一歩を踏み出せるよう支援するものであり、社会的養護の延長として実施しております。若者が自ら将来を選択し、安心して挑戦できるとともに、つまりいた場合にも再び挑戦できるよう、若者の声を聞きながら段階的に事業を拡充しており、令和七年度におきましても、支援対象を児童養護施設退所者等に加え、施設入所経験

の有無にかかわらず、虐待に係る支援歴があり、親族から十分な精神的・経済的支援を受けられず困難な状況にある若者へ拡大し、幅広く支援を行っております。

右上五ページの別紙 1 に事業の概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

次に、㊦課題及び見直しの必要性でございます。

一つ目としましては、令和七年度より支援対象を拡大しているものの、制度の周知や利用が十分に進んでおらず、支援を必要とする若者を支援につなぎ切れていないこと。二点目、大学中退や離職、メンタル不調、住まいの困窮などに直面する若者が一定数存在しており、自立後の生活の安定や進学継続、また挫折等を経験した後、再チャレンジを継続的に支える仕組みが十分とは言えないこと。次のページになりますが、三点目として、基金の寄附額に比べ給付実績が十分とは言えず、基金をより効果的に活用する必要があること。これらの課題を踏まえまして、今後、基金をさらに活用しながら、伴走支援を軸に、若者の自立から再チャレンジまでを切れ目なく支える支援体系へ見直していく必要があるものと認識しております。

次に、3 これまでの検討状況についてでございますが、新たに検討会を設置するとともに、利用者アンケートや、関係所管や関係機関から構成する世田谷区社会的養護自立支援協議会での意見も踏まえながら検討を進めているところでございます。

㊧検討会委員、㊨経過等は記載のとおりでございます。

㊩検討会等での議論の内容ですが、検討会では現状と課題の共有を行うとともに、①から⑤の入口、伴走、挑戦・成長支援、セーフティーネット、再チャレンジの各段階における支援の在り方について御議論をいただきました。

主な意見としましては、三ページを御覧ください。

まず、①入口の部分では、虐待認定や施設入所の経験がなくても、家庭環境の影響により同様の困難や支援ニーズを抱える若者は少なくないことから、これまで対象外となっていた若者にも支援の入口を広げていく必要性が高いこと。また、支援を必要としているにもかかわらず支援につながっていない若者が多いことから、支援に対する不安を和らげ相談しやすい環境を整備することの重要性。さらに、児童養護施設退所者等については措置解除前に支度金が支給される一方で、在宅家庭出身の若者についてはそういった支度金はなく、進学や就職に際しての初期費用の確保が課題となる場合があり、入口段階での支援の必要性が指摘されました。

②伴走部分につきましては、若者が安心して支援を受けられる関係づくりや、十八歳以

前から地域とのつながりを形成することの重要性について意見がございました。

③挑戦と④セーフティーネットにつきましては記載のとおりでございます。

⑤再チャレンジの部分では、中退や生活困窮の背景には、経済的な面だけではなく孤立や精神的負担もあることから、継続的な伴走支援の必要性、また住まいの支援や生活再建支援など、再チャレンジを支える仕組みの充実が求められるとの意見がありました。

次のページでございます。㊦今後の方向性についてでございます。先ほど申し上げた議論を踏まえ、今後は支援を必要とする若者を確実に支援につなげるため、まずは令和七年度に対象を拡大した若者への周知など、支援対象者へのリーチの強化に重点的に取り組んでまいります。あわせて、本事業の趣旨を踏まえ、せたがや若者フェアスタート事業において支援すべき対象者の考え方を改めて整理しながら支援対象者の範囲について検討を進めるとともに、現在の事業では、支援の入口の充実や、困難に直面した際の再チャレンジを支える取組が十分ではないことから、若者を切れ目なく支援できるよう、具体的な施策の検討を進めてまいります。

再編の方向性は、後ほど一〇ページの別紙二を御覧ください。

なお、現在検討している主な拡充内容の案としましては、点線の枠内に記載のとおり三点ございます。

一点目が、支援対象範囲の拡充として、虐待認定の有無にかかわらず、家庭環境を背景とする逆境的体験があり、子ども家庭支援センターや児童相談所の支援を受けてきた養育困難家庭出身の若者まで対象を拡大する方向で検討しております。

二点目が、周知・リーチ手法の強化として、制度周知のための啓発冊子や動画の作成、また、高校卒業後の進学、就職等のための支度金の創設などを検討しております。

三点目が、セーフティーネット機能及び再チャレンジ支援の充実として、住まいを失った場合等への住居支援や、生活再建に向けた経済的支援の創設を検討しております。

また、これらに併せて、せたエールによる伴走支援の充実や、関係機関との連携強化も進めてまいります。

最後に、4今後のスケジュールでございます。十一月に三回目の検討会を予定しており、先ほど申し上げた拡充案についてさらに検討を行っていく予定です。その後、検討会での意見も踏まえまして、同じく十一月の本委員会において、改めて本事業の方向性について報告する予定でございます。なお、二月以降の予定につきましては記載のとおりでございます。

私からの説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員 ありがとうございます。御報告の中で、利用者に対するアンケートをされているということなんですけれども、これは、例えば今支援の主な拡充の内容とか出ていますけれども、やはりアンケート調査を踏まえていただく必要もあるかというふうに思うんですけれども、この報告というのはいつしていただけるのでしょうか。

○柏原児童相談支援課長 アンケートにつきましては、実際にフェアスタート事業の受給者約百八名を対象にアンケートを実施しております。アンケートにつきましては八月のうちに既に実施しているところで、現在集計を行っている最中です。アンケートの主な中身としましては、今の状況であったりとか実際の困り事、どういった支援があったらいいのかというところを実際にアンケートをしているところでございます。十一月の三回目の検討会の中では、そういった結果も踏まえながら、拡充内容について、そういったアンケート結果を踏まえた上で検討していく予定でございます。

○たかじょう訓子委員 それと、児童養護施設退所者の中で、国や東京都で大学を退学してしまうというケースが多いという調査結果が出ていますよね。ですから、私はここがすごく重要だというふうに思っていて、退学の、世田谷区での利用者の状況というのも、本当は分かったほうがいいだろうというふうには思っています。そういった状況も、もし分かったら調査いただきたいということ、これは要望しておきます。

以上です。

○そのべせいや委員 現在の高校の進路指導みたいなことを鑑みると、公立、私立問わず、現役進学率なのか、あるいは進路決定率なのか、何%、例えば九割とか九八%とか、何かそんな打ち出し方をしていることを鑑みると、今、学校の先生たちは、この十七歳、十八歳で卒業していく子たちをとにかくどこかに送り込む、それが会社に就職をさせることなのか、専門学校、大学に行かせることなのか、とにかく決めることが仕事だと思っている人たちが多いのではないかと感じている反面、そういったところも含めて中退をしてしまう、あるいは適性の合わないところに行って苦しい思いをしてしまうみたいなことが一定存在をしているのであれば、このフェアスタート事業の中になるのか、あるいはせたエールとかになるのか、いろいろ場所はあると思うんですが、この進路決定あるいは進路指導みたいなタイミングから関わること、そこを強化するということは、事業の中のどこかでそういうことをやるというのは難しいものなのではないでしょうか。

○**柏原児童相談支援課長** 今お話にあったようなやはり将来を見据えた進路の選択につきましては、当然大学進学する上では、高校に皆さん行かれているかと思うので、高校の進路指導であったりとか進路相談、そういったところが基本的な役割は担っていくのかなとは思っています。ただ一方で、今お話にあったとおり安定的な自立、こういったものにつなげていくためには、単に大学を目指すということだけではなく、やはり本人の希望や適性を踏まえた上で、将来を見据えた進路選択をしていくことは大変重要かなと思っております。

そのため、まずは子どもの意向を尊重しながらキャリア形成に係る相談支援というところにつきましては、まず、施設の出身者につきましては施設における自立訓練とか進路相談、こういった中で対応しております。それ以外の方につきましては、例えばせたエールにつきましても、十八歳からではなく、中学生の頃からつながれることもございます。先ほど意見のところにもあったとおり、十八歳以前からつながりをつくっていくことが重要というお話もございましたので、せたエールのほうで、十八歳、進学してからということではなくて、その手前のところでいろんな関係機関とアウトリーチをかけてつながっていくことで、その中で進路に関わる適切に判断できるような情報提供、そういったものが行っていけるのかなというふうに考えております。

○**岡本のぶ子委員** 五ページの別紙の支援の内容のところでもちょっとお聞きしたいのですが、居住支援の⑤住宅支援、退所後五年以内の方を対象にということなんですが、ここは今、この五戸の区営住宅は満室なののでしょうか。支援されている対象者がちゃんといるのかどうかの確認です。

○**柏原児童相談支援課長** この⑤の住宅支援、シェアハウスにつきましては、五住戸、定員十三名となっております。現在入所は五名というところになっております。

○**岡本のぶ子委員** 今おっしゃられたように、五住戸で対象十三名に対して五人ということなので半分以下ですよね。以前このお話を伺ったときに、今の若者はなかなかシェアハウスみたいなところには入居したがいらないんですということも、相談支援事業を行っている方から伺いました。世田谷区で当初決めたこういう支援が、本当に今若者のニーズに合っているのかということもぜひ検証していただきたいなと思います。

その上で、先ほど基金でいただいている四億四千万円、累計で超えていると。ただ給付実績は七千万円というところですが、この七千万円は平成二十八年から始まったこの事業、十一年間で七千万円ということでしょうか。まずそこを伺います。

○**柏原児童相談支援課長** 給付実績七千万円につきましては、事業開始からの累積ということになっております。

○**岡本のぶ子委員** そうですと、やはり年間七百万円から一千万円弱が給付されているという状況ですけれども、実際、本当にこの事業が必要であるという方々はたくさんおられるんだと思うんですが、その事業の中身については、やはり若者の声と実態を聞き上げながら、一番若者に本当に必要となる支援メニューに変更していく、更新していくということは重要ではないかと思いますが、その点最後に伺います。

○**柏原児童相談支援課長** ありがとうございます。委員御指摘のとおり、シェアハウスにつきましては、やはりこの間ニーズはかなり下がっているかなというところで、やはり今お話にあったとおり、今の若者の実態を捉えますと、なかなか誰かと共同生活をするのはというところで、そういったニーズがない中では利用実績が下がっているというところがございます。

事業開始の中から、やはり若者のそういった意識であったり、困り事であったり、生活実態であったりというところは、この数年の中でも変わってきているかなというふうに捉えておりますので、先ほど利用者アンケートの話もございましたが、実際に今アンケートを取りながら、どういった生活実態があり、どういった困り事があるのかというところをしっかりと捉えながら、ニーズに即した形で今後の支援メニューというのをしっかりと検討会の中で検討していきたいというふうに考えております。

○**岡本のぶ子委員** ぜひ見直しをお願いします。

その上で、併せて支援対象者が令和七年度からちょっと広がったということではあるのですが、やはりまだまだ本来であれば支援をしてもらいたいという同じ年代の若者は世田谷区に多数住んでいらっしゃいますので、ちょっと寄附の趣旨というところに世田谷区はずっと固執というか、それが寄附してくださった方々への報告義務にもなると思うんですが、すけれども、本当に、そういうなかなか児童相談所にはつながらなかったけれども、在宅で困難な養育状況を過ごしたという若者も少なからずおられると思うので、そういったお子さんたちも含めて何か支援できるような、もうちょっと対象の幅を広げていただきたいということは、これは要望させていただきます。

以上です。

○**おのみずき委員** 今の岡本委員の質疑に関連してなんですけれども、検討会のほうでも様々御議論いただいている中で、今回施設退所者等に加えて、令和七年度さらに拡充し

て、今後の方向性の案ではあるけれども、現状として、今後虐待認定の有無にかかわらず過去に逆境的な体験をしていて、中学校卒業以降に子家センや児童相談所につながった経験がある人を視野に拡充を検討されているのかなというふうに理解したんですけれども、私も以前よりこういう社会的養護の経験の有無だけで線引きしない支援にということは繰り返し求めてきまして、一定前進ではあるのかなと思うんですけれども、やはりまだ公的支援に実際に一回もつながらずに十八歳を迎えて、同様にやはり過去に逆境的経験をjして、そこが決して軽かったわけではないけれども、つながらずに成人して自立に困難を抱えている方も潜在的に多くいらっしゃるというふうに考えております。その公的支援につながらなかった若者を、今後その視野に、フェアスタートの対象にしていく考えというのが現状でどうなのかというところを伺ってもよろしいですか。

○**柏原児童相談支援課長** 今お話しいただいたような、これまで児童相談所や子ども家庭支援センターの支援歴がない若者への支援というところにつきましては、実際、今回の検討会の中でもそういった対象も支援していくべきではないかというところは御議論いただいているところでございます。そういったところも含めて、必要な対象範囲であるというふうには認識しております。

ただ一方で、本事業はやはり給付事業ということで、寄附を給付するということを考えると、その対象者の選定という部分に対しては、ある程度一定の客観性の担保というのjも必要になってくるかなというところはございます。また、この基金は、確かに今四億四千万円いただいて、給付実績が七千万円という状況ではあるんですが、今申し上げたような拡充案も含めて、今後事業規模がどれぐらいになるのか、その中でこの事業がどれぐらいの持続可能性を持っているのかというところもしっかり精査した上で、その辺の判断は入ってくるのかなと思っております。

まずは七年度に対象を拡充したところでございますが、まだ十分にリーチが届いていないというところもございますので、その点の課題というところをしっかりと取り組んでいくことをまず取り組んでいきたいというふうに考えております。

○**おのみずき委員** もちろん原資が寄附をベースとした基金ですので、ある程度一定の客観性の担保が必要なのはもちろん理解しております。一方で支援につながらなかった若者、先ほど検討会でも議論があるというお話がありましたが、私はやはり今回の再編を考えるのであれば、もちろん様々な論点がありますけれども、目指すべきステップの一つだと思っております。

子ども期に逆境的な経験をしていても公的な支援につながらなかった人って、そのことで、それってそもそもつながれなかった時点で、やっぱり家庭でしたりとか、親がなかなか支援を拒否してしまうとか、そもそも様々な背景があってその結果になっているわけですし、場合によっては、むしろ本来であれば本当に支援につなぐべき人だった可能性は高いと。そのつながらなかったことで成人してから困難が顕在化しているという可能性は、やはり十分あると思うんです。なので、そこに関しては、なかなか今すぐに拡充という話にはもちろんならないとは思いますが、そこはしっかり検討の俎上には乗せてほしいと思っているんです。

先ほどの御答弁の中で事業の持続可能性のところの検証という話があったんですけれども、支援につながっていない、しかし必要な潜在層というのが実際区内に何人ほどおられるというふうに区のほうで推計しているのか、ちょっと伺います。

○**柏原児童相談支援課長** 公的支援につながっていない潜在的対象者というところに関しては、なかなかちょっと把握という形、その手法というのは難しいところで、現状としては、区としては正確な数字、推計も含めて把握していないところでございます。

○**おのみずき委員** 現状まだ推計できてないということで分かりました。

一方で、現在ここに書いている四ページの支援対象範囲拡充で、虐待認定の有無にかかわらず、しかし、支援歴のある人というところに、ここに拡充した場合、それで現在のメニューを維持した場合、大体この対象者がフルで追加された場合、何人ぐらいが対象者に新たになるのか伺います。

○**柏原児童相談支援課長** まず、令和七年度に対象拡充した、虐待で子ども家庭支援センター、児童相談所が過去も含め支援していた人数は、大体高三世代で約二百人、養育困難家庭まで広げた場合にはさらに百人ということで合計三百人ぐらいになるかというふうに考えています。

ただ、そこはあくまでも高校三年生世代というところですので、対象を拡充した場合には、例えばそれ以外の過去にそういったことがあった世代というのにも広がっていくので、もう少し増えてくるかなというふうに考えております。

○**おのみずき委員** 分かりました。おおよその数字のめどが、仮にここを設定した場合、出ているということで、このフェアスタートって、以前から寄附に対して全然使えていないじゃないかという話は議会で繰り返し言われていたところだと思うんです。

仮に、やはりそうなったときに、ではどこまで広げるのかと考えるときに、やっぱりシ

ミュレーションはしていただきたいなというふうに思うんです。もちろん支援メニューはどこまでやるのかという話と、人数はどこまで拡充するのかという話の掛け合わせで何パターンもあると思うんですけれども、そこはしっかり数字を出していただいて、フルフルで使った場合に、では基金に対してどれぐらい、基金も年々増加していると思うんですけれども、その増加率も踏まえて大体どれぐらい使えるのかとか、どれぐらい実際使うのかというところは数字を出していただきたいなと思っているんです。それもないと、ではどこまで広げられるのかってなかなか判断が難しい。こちらとしてもどうなのかというところがちょっと分からない部分もあるので、ぜひそこは数字も出していただきたいなというふうに思っていて、それはいかがですか。

○**柏原児童相談支援課長** お話しのとおり、今後事業の継続性、持続性というところを考えていく中では、どれぐらいのコストがかかってくるのかという事業規模をしっかりと見定めていく必要があるというふうに考えております。第三回の検討会に向けて、その辺のコストのシミュレーションというところもしっかり固めていかなければならないというふうには考えております。まだちょっと事業のスキームの部分で、具体のところ固まっていない部分もございますが、少しその具体性というところを詰めた中で、今後コスト的なところもしっかりと精査していきたいというふうに考えております。

○**おのみずき委員** 事業の具体の支援メニューがどうなるかともあると思うんですけれども、それも何パターンか用意していただいて詰めていただきたいなというふうに、これは要望します。

あとは、実際に当事者の声をということで、先ほどフェアスタートの対象者百八名に対してアンケートを行ったという話があったと思うんですけれども、やはりその拡充、今後支援対象範囲を拡充してくというところも見据えているのであれば、現在対象となっている人だけの声を聞くのはやはり十分ではないと思っていまして、もう少し幅広い、今支援対象になっていない人も含めて実態把握をするような調査というのが必要ではないかというふうに思っているんですけれども、それは行われているのか行われていないのか、今後やる予定があるのか伺います。

○**柏原児童相談支援課長** 現在のところでは、先ほど申し上げたこれまでのフェアスタートの受給者である百八名の方へのアンケート、今後その百八名のアンケートの中から個別のインタビューということでお話を伺うというところ。また、都のほうで昨年度児童養護施設退所者等、過去十年の児童養護施設退所者等向けのアンケートを実施しておりますの

で、その調査結果も含めた中で、現在検討の中で精査していくという予定でございます。

対象の拡充を含めたところで、何か新たにアンケートを取るかというところに関しては、現在のところは予定していないところでございますが、今いただいたような意見を含めて、また第三回検討会でそういったニーズをどうやって取っていくのかというところも、検討会の中で意見をいただいきたいというふうに考えております。

○**おのみずき委員** 今後、ぜひ検討会のほうでも課題に挙げていただいて御議論いただきたいというふうに思います。

やはり先ほど申し上げたとおり、今つながっていない人でも同様の困難を、あるいはそれ以上の困難を抱えている人が潜在的にいるということを前提にさせていただいて、やはり今後は支援歴があるかないかではなくて、やはり子ども期の逆境的経験、実際に経験したこと、それと現在の困難、ここをやっぱり主軸にさせていただいて対象を判断していく方向に転換していただきたいというふうに、これは要望します。

○**阿久津 皇委員** 四ページの現在検討している主な拡充内容の中で、高校卒業後の進学及び就職等のための支度金の創設とあるんですけれども、これって今でも支度金、自立、また措置解除のときにある程度お金が出ているかと思うんですけれども、それに上乗せするというようなイメージでしょうか。

○**柏原児童相談支援課長** 今お話しいただいたとおり、今の奨学金とは別に支度金という形で上乗せで給付することを想定しております。

○**阿久津 皇委員** そうすると、これはある程度用途を限定せずに、措置解除になった後に、いろいろ自立する上で、分からないけれども家電を買ったりとかいろいろ準備が必要だと思うんですけれども、そういったことにも使えるというようなイメージですか。

○**柏原児童相談支援課長** この支度金につきましては、施設退所者、施設出身者については措置費という形で支度金を用意されているんですが、一方で、在宅の子にはそういった支度金の用意がないということを含めて、そこが同じラインというか同じ状態になるような形で支度金を支援していくというところで今考えているところでございます。

その内容につきましてはまだ精査中というところで、具体的にその用途を限定するのか、例えば、ある程度用途を自由に使えるような形にするのかというところは、まず、今検討会の中でもいろんな意見をいただいているところですので、今後その詳細を詰めていく予定でございます。

○**阿久津 皇委員** 分かりました、ありがとうございます。

措置解除、施設の子がある程度受け取れる支度金と、家庭に戻った子の卒業時のそのレベルを合わせるということで分かったんですけれども、施設に入っている子たちも、多分二十万円、三十万円ぐらいの支度金で自立していくということで、なかなかそこも厳しいという話は聞いていて。施設に入りながら、高校生になるとみんなアルバイトをして措置解除になったときのために一生懸命お金をためているみたいな、そういう現状もあるので、今あるその支度金にさらに上乗せするような感じで、ある程度使途も限定せずに、まだ若い子たちなので、そこはある程度お金の管理をしてあげないと何に使われてしまうかわからないというのがあるかも分からないですけれども、ある程度使途を限定せずに、自立に向けた支度金というか準備金の上乗せみたいなものも検討すべきかなと思うんですけれども、そういったことは検討会なんかでお話はされているでしょうか。

○**柏原児童相談支援課長** 検討会の中では、施設出身者であっても、自立に向けてというところで、支度金はあるものの、やはり自立に向けたところで経済的な部分で苦慮されているというところも意見は上がっております。まだ具体的にその部分について上乗せをするかしないかというところまでは検討が至っておりませんが、そういった課題認識がある中で、今後の検討会の中でそういった点も含めて意見を交わしていきたいというふうに考えております。

○**阿久津 皇委員** その施設を出た子たちは、やっぱりなかなか経済的に厳しい面があるので、それはいろいろと奨学金も含めて出ていますけれども、そういった使途を限定しないお金というのもある程度出してあげてもいいのかなとは思っています。ただ、その代わり、ある程度まとまったお金なのでしっかりと管理してあげるというか、見てあげる必要もあるのかなということはあると思いますけれども、それも併せて意見として申し述べておきます。

○**原田竜馬委員** お伺いしたいのは対象者の範囲についてなんですけれども、今現在、世田谷区の児相なり世田谷区の子家センが支援をしていた方が対象というふうに書かれておりますけれども、例えば、ほかの自治体で措置された方、もしくは御支援を受けていた方で現在世田谷にお住まいの方というのは、なかなかその支援の対象というものには入らないのかどうかということを一つお伺いいたします。

○**柏原児童相談支援課長** 今お話にあったような、他自治体で支援されていた、または措置されていて区内に転入してきた、いわゆる転入ケアリーバーと言われるところかと思いますが――につきましては、現状対象にはなっていないところでございます。

○**原田竜馬委員** 世田谷は大学が多いことであつたり、上京してきたケアリーバー、転入してきたケアリーバーというのは、本当に孤立とか孤独、困窮に陥りやすいのではないかなというふうに思っています。頼れる親族がいないことであつたり、上京してきた先になかなかつながれる人がいなかったりという中で、こうした区に転入してきたケアリーバーに対してどこまで支援を行うのかということはあるとは思いますが、もちろん一義的には措置をした自治体がしっかりと責任を持たないといけないのかもしれませんが、今現在、例えば仮に当区にいて、現状困窮であつたり、孤立に陥ってしまっている。境遇の違いで将来が狭まらないようにというふうな理念でやられているかと思うんですが、どうにかこういった転入ケアリーバーを包摂できるような支援というものも、このフェアスタート事業の中で考えられないのかということをお伺いできればと思います。

○**柏原児童相談支援課長** 今お話にあった転入ケアリーバーに対する支援につきましても、今回の検討委員会の中で御議論というか議題に上がったところでございます。先ほどの公的な支援歴があるなしのところと同様に、やはり、繰り返しになって大変恐縮ですが、まずは今の対象事業の中でリーチが届いていない部分、そこをしっかりと届けながら、この事業の規模をしっかりと精査した上で、どれぐらいこの基金が持続できるのか、そういったところの精査の中で、次の対象範囲としてどこまで広げていけるのかというところを検討していくことかなと思っておりますので、先ほどの議論同様となってしまう恐縮ですが、まずは規模をしっかりと見定めた上で判断していきたいというふうに考えております。

○**原田竜馬委員** ありがとうございます。例えば、その給付型奨学金だとか、資格の取得支援までもやるべきかどうかと言われると何とも分からないところではあるんですが、私がこれまで少し関わってきた方、上京してきた方、転入してきた方で、過去支援を受けていた、措置をされていたという方の多くが、やっぱり困っているのは住宅だったかと思います。こっちに來て孤立をしていく中で、家というものがなかなか見つからなくなったり、家を出なくちゃいけなくなってしまったりですとか、そういったところの支援というのはなかなかできていない中で、国のほうでもこども若者シェルター、あれは少し虐待とかに近いところがあるかもしれませんが、こども若者シェルターとか、住宅の支援だけでも、例えばそういった転入、上京してきたケアリーバーの方々にするのですとか、様々な組合せがあると思いますので、ぜひそういった方々を包摂できるような支援内容、支援対象としていただければなというふうに要望させていただきます。

以上です。

○**たかじょう訓子委員** これまで児童相談所に関わってきた、支援を受けてきたという方なんかの支援として、まいぷれいすであるとか、まなラボというところにつながって、進学に向けてとか、生活への支援とか、親への相談支援とか、ずっとやってきている中で、大学にというのはやっぱり貧困、貧困も一定あると思うんですけども、そこから脱却するためにも、やっぱり進学をしてもらいたいと私も思っているし、非常に重要な取組を今、区はやっているというふうに思うんですね。

やっぱりそこに向けて、多分利用したいという意欲、意向が向かないというか、そういうのはやっぱり家庭がもともと、本当に養育困難であったり虐待の家庭であったりとかということで、非常に困難な家庭のお子さんだからこそ、そっちのほうになかなか行かないみたいなのがあるんじゃないかなというのはちょっと想像しているところなんです。ですから、今やっているまいぷれいすが、中学生までじゃなくて高校生になるまでアフターケアしておられるじゃないですか。そこがやっぱりもうちょっと、高校まで、ただ後追いというのではなくて、やっぱり将来の自立に向けた支援とかそういう手段とかを案内できるようなことの充実というのが本当に必要なんじゃないかなというふうに思っているんです。

利用者が少ないというのについては、やっぱり高校生のところでの充実した支援がもうちょっと必要なかなって私は感触を持っているんですけども、その辺はどのように考えておられるかというのをちょっと伺いたいです。

○**虎谷子ども家庭課長** フェアスタート事業の拡充、見直しと並行いたしまして、生活困窮世帯の若者の高等教育への支援の内容につきまして拡充をして、伴走しながら、進学を希望する子どもたちが進学できるような支援はどんなものがあるのだろうというところの検討を始めているところでございます。ですので、こういったフェアスタートの拡充の状況と並行しながら、また委員会等で御報告をさせていただければと思っております。

○**たかじょう訓子委員** 多分、そこがミッシングリンクじゃないけれどもちょっと空いているところだというふうに思っているので、ぜひそこも充実させていただくことを要望したいと思います。

以上です。

○**中山みずほ委員** 今までの議論を聞いていて思ったんですけども、今回のこの御報告は、基金の支援対象者というところ、いわゆる執行率が今低いことが課題で、使われる額

がですね。それで拡充していこうということと、要は、リーチしていないのじゃないかということというのはとてもよく分かったんですけれども、そもそも、場合によってはこの基金の枠外も含めて、困っている若者がいるのであれば本当はそこも見据えて、今、まいぷれいすの話もありましたけれども、区全体としての今いいことを、一つ一つすばらしい事業をやっていच्छやと思うので必要なのかなと思いました。

その上で、四ページの枠線の中の二番目に、支援対象者への周知、リーチ手法の強化とあります。この打ち出し方が重要かなと思ってまして、例えば施設を出た方へとかと打ってしまえば当然狭まる。届く、届かない以前に狭まる。だけれども、やっぱり、先ほど住宅の話も原田委員からありましたけれども、ある程度本当に困っている方に、例えばユーチューブ広告を出すとか、はまるようなものを出すときのメッセージを広げておけば、その受皿として、その中の一つにこの基金がある、それ以外にこういうものがあるというのが行政のほう、そこでニーズも見えてくると思うんですけれども、広報の在り方と、広報も対象を決めなきゃいけないと思うんですね。そこを例えば幅広に取るとか考えた上で、結果的にこの基金につながる。基金のスキームも大事だと思いますので、やたら広げると言っているわけではないので。そういう考えとかは全体像としてはないんでしょうか。

○**柏原児童相談支援課長** この周知、リーチ手法の強化につきましては、やはりつながっていない現状を考えるとかなり重要だというふうには認識しております。

一つの考え方としては、例えば啓発冊子を配り事業を知ってもらうところ、かつその冊子を対象者に当然配ることはそうなんですけれども、それ以外にもいろんな関係機関につながる可能性もあることを考えると、関係機関、それこそ大学とかに配るという意見も検討会ではありましたが、広く配って事業を知ってもらい、そこに触れてもらうということも一つ大事かと思っています。

一方で、やはり潜在的なニーズというところ、特に高三世代からそのままつながっているのであれば支援にはつなげやすいんですけれども、支援が途切れてしまっている場合とか、対象を広げた人に関しましては、それこそ卒業したその数年後で対象になっている方もおりますので、そういったところにどう届けるかということに関しては、やはり不特定多数の方にどうアプローチをかけていくのかという重要性はあるかなと思っています。

先ほどユーチューブの広告というお話もございましたが、それこそ今の若者の実態を捉えた中で、例えばインスタグラムであったり、ティックトックであったり、比較的若者の

目につき触れやすいもの、そういったものを活用していくというところも一つの手だてというふうに考えておりますので、当然ながらかかる費用というのもございます。費用対効果というところも考えながらになってきますが、これまで以上にこういった広告というところは拡大して打っていく必要があるというふうに認識しております。

○中山みずほ委員 広告も一つの手法ではありますが、やはり今施設を出た方、または子家センとか児童相談所の支援を受けていない方こそが困っているという意見も先ほどおの委員からありましたけれども、そこも見据えた広報の仕方をしていただきたいなと思います。

例えば、子家センとか児童相談所につながっていてもお子さんは知らない場合が多い、多くは保護者が支援を受けている場合もありますから、やっぱり実際若者が自らそこに気づけるような仕組み。多くの若者は行政が助けてくれるとあまり思っていない、想像もしていない。そういう意味でいくと、やっぱりそこにリーチする、媒体の選定もそうですけども、その打ち出し方と、その受皿、一つの基金だけにとどめないようにしてほしいということを要望したいと思います。

以上です。

○河野俊弘委員長 次に、㊦認可保育所の整備・運営事業者の決定について、理事者の説明をお願いします。

○鳥田子ども・若者部副参事 それでは、私からは認可保育所の整備・運営事業者の決定について御説明いたします。

1 主旨でございます。区では、令和九年四月及び令和十年四月以降の開園に向けた認可保育所の整備、運営を担う事業者を募集し、新たに分園を含む三か所の整備について決定いたしましたので御報告させていただくものです。

2 整備・運営事業者及び施設の概要でございます。

㊦（仮称）赤堤一丁目保育施設でございます。

事業者は社会福祉法人聖愛学舎で、令和九年四月以降の開設を予定しております。定員は、一歳児、二歳児の合計二十人でございます。スケジュール及び整備予定地の地図は下に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続いて二ページを御覧ください。㊦（仮称）スマイルキッズ下北沢保育園八幡山分園でございます。こちらはスマイルキッズ下北沢保育園を本園とする分園整備の計画となり

ます。

事業者は株式会社スマイルキッズで、令和九年四月以降の開設を予定しております。定員は、一歳児、二歳児の合計二十二人でございます。スケジュール、整備予定地の場所は記載のとおりでございます。

続いて三ページを御覧ください。㊦（仮称）砧一丁目保育施設でございます。

事業者はヒューマンスターチャイルド株式会社で、令和十年四月以降の開設を予定しております。定員は、一歳から五歳児の合計四十人でございます。スケジュール、整備予定地の場所は記載のとおりでございます。

四ページを御覧ください。こちらから、事業者募集の経過と三件の事業提案についての審査・評価結果の内容となります。

3 経過につきましては記載のとおりでございます。

4 評価でございますが、まず基本方針ですが、保育所保育指針のほか、区が定める方針、ガイドライン等を理解した上で、新たな保育所を運営する意欲と熱意を有し、保育の質を維持向上できる事業者であることを基本とし、選定を行いました。

評価項目は表に記載のとおりですが、事業者の理念、事業の安定性・継続性、運営管理体制、保育の質、人材の確保・育成などの観点を中心に評価を行っております。

五ページを御覧ください。5 審査方法及び審査・評価結果でございます。

㊦（仮称）赤堤一丁目保育施設に関する審査となります。

①審査方法でございますが、ア、書類審査としまして、応募書類の審査と公認会計士による財務審査を実施しております。

イ、現地調査・ヒアリング審査としまして、事業者が運営する認可保育園の現地調査と設長予定者などに対するヒアリング審査を実施しております。

ウ、総合評価としまして、書類審査、現地調査・ヒアリング審査の結果を基に、事業の実現性などを総合的に評価しております。

②書類審査及びヒアリング審査の結果でございます。点数の内訳は表に記載のとおりとなります。一番右が総合評価点数となり、点数の合計は八百十三・七五点、満点に対する割合は六六・五六％となりました。

なお、欄外に記載のとおり、選定に当たりましては評価点数が五割を超えることを基本とし、保育の質の確保や提案の実現性などを総合的に判断しております。

③総合評価は、提案内容や事業者についての選定委員会における総合的な評価の概要を

まとめたものになりますので、後ほど御覧ください。

④選定委員会の構成は記載のとおりでございます。

続いて六ページを御覧ください。㊦（仮称）スマイルキッズ下北沢保育園八幡山分園の審査結果です。

①審査方法でございますが、事業者は区内で本園となる認可保育所を運営しており、保育事業者としての適格性を既に確認しておりますので、区職員による書類審査とヒアリング審査を実施し、事業の実現性などを総合的に評価しております。

②書類審査及びヒアリング審査ですが、総合評価点数は二百十二・二五点、満点に対する割合は六二・八九％となりました。

③総合評価、④選定委員会の構成は記載のとおりとなります。

続いて七ページを御覧ください。㊧（仮称）砧一丁目保育施設の審査結果です。

①審査方法につきましては五ページの（仮称）赤堤一丁目保育施設と同様となりますので説明は割愛させていただきます。

②書類審査及びヒアリング審査ですが、総合評価点数は六百六十三・二五点、点数の割合は五四・二五％となりました。

③総合評価を御覧ください。下から四行目にありますとおり、法人が掲げている子どもの主体性の尊重という保育の方針については評価されたものの、おもちゃや遊具の配置などから、実際の保育環境における実践については改善の余地があるという意見などがございました。区は、開設前の支援プログラムや開設後の巡回支援、研修などを通じまして、今回の審査で示された点の改善をはじめ、保育の質の一層の向上を目指す事業者の取組を支援してまいります。

④選定委員会は記載のとおりでございます。

八ページを御覧ください。6 保育施設整備の進捗状況についてでございます。

㊨決定済みの計画について、開設予定年度ごとにまとめてございます。

①令和九年四月開園予定の施設は記載の七か所で、一歳児の定員は合計七十七人分となります。なお、表中四番、いいほいくえん用賀分園でございますが、室内の改修によりゼロ歳児クラスを廃止し、代わりに一歳児クラス、二歳児クラスでそれぞれ各十人の定員を新たに設けます。また、廃止するゼロ歳児クラスの定員につきましては、こちらの本園で新たに六名分を確保するとともに、表中2に記載の深沢六丁目保育施設など、近隣における新たな保育施設整備も含めて確保してまいります。

②令和十年四月開園予定の施設は三か所で、一歳児の定員は合計二十七人分となります。

九ページを御覧ください。㊟今後の審査予定でございます。令和十年四月開設に向けた今年度の第二期公募につきましては八月二十日から募集を開始しており、年明け二月下旬以降事業者決定を予定しております。

7 今後の定員確保の取り組みでございます。令和九年四月開園予定の新規整備につきましては、現時点では一歳児定員百人以上の目標に対して不足する状況ですが、現在、既存の保育施設における定員の拡充等の要請を行っております。新規整備とともに、既存施設における定員確保の取組を並行して進め、目標に定めた定員確保に取り組んでまいります。

御説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○そのべせいや委員 すみません、分園についてなんですけれども、厚労省の基準だと、通常の交通手段により三十分以内の距離を目安ということなんです。今回グーグルマップで本園と分園予定地の距離を調べたところ、徒歩で五・数キロメートルということで、世田谷区が待機児童を換算するときの三十分以内で行けるようにというときの換算は一分で八十メートル、不動産広告とかと同じく徒歩で一分八十メートルで、掛けることの三十分で二・四キロで算出をしていたと理解をしていますが、今回五・数キロでも分園が大丈夫ということでゴーサインを出した理由といたしますか、根拠があればということが一点目、伺いたいところです。

二点目については、評価の点数について、過去の議事録を見ると五五％は低いのではないかとおっしゃっている委員の方が、かつての委員会の議事録の中では何人かいらっしゃいました。ウェブサイトに掲載されている限りは、私も今ざっと確認をしたのですが、五十五・数％が過去の最低点でした。今回五十四・二五％が出てきました。私自身は、保育園をどうにか数を整備してほしいということをこれまでも強く要望してきた立場でありますので、枠を広げていただくことには、大変尽力をいただいていることは感謝をしています。一方で、点数であるとか質みたいなことがないがしろになっていないだろうかというところに対して、御回答いただければ幸いです。

○鳥田子ども・若者部副参事 まず一点目の分園と本園の今回の距離の部分ですが、御指摘のとおり、本園からはかなり距離がある分園の整備となっております。国のほうの基

準としては、交通手段は問わずに三十分程度というところが示されている中で、今回自転車等で二十分から二十五分程度というところの行き来になろうかというふうに考えております。

我々も今回の分園の提案を審査する過程におきましては、分園と本園の一体性ですとか、あるいは距離が離れていることに関して分園の管理運営体制に問題が生じないのかというところは懸念として法人にも確認をさせていただきました。その中で、御提案として分園専属の管理者に当たる分園長を設置していただけるという部分、また、分園長の予定者と本園の今の園長先生との関係というところは、ヒアリングの中でも実際にお会いしてお話をお伺いすることができまして、お二人の関係という点でも良好かなというふうにお見受けしましたので、そういった意味で管理上の問題は生じないのではないかというふうに考え採択に至ったというところ です。

また、二点目の評価の点数につきまして御指摘をいただきました。確かに、一件ちょっと評価点数としてはほかの二件に比べると低めの採点となったというものがございます。我々も評価をする中で、逆に保育としましては、我々は保育の質のガイドラインなども定めて、質には非常にこだわりを持ってこれまで取り組んでまいりました。そういった部分は審査に入っている外部委員とも共有をさせていただいて、一緒に審査をさせていただいています。

ですので、そもそもの求める水準が非常に高いという前提の下、審査をさせていただいているというふうに考えておりますので、点数がちょっと低めで御懸念が生じるというところは分かるんですが、そのあたりの質というところは日々向き合って審査をさせていただいております。

ただ一方で、資料の中にも記載させていただいたとおり、掲げる理念につきましては評価できるものの、それを実践にどうつなげていくかというところで、まだ課題があるのではないかというところが示されておりますので、そのあたりは開設前の支援プログラム、こちらの事業者は令和十年四月開園ということでまだ少し時間もありますので、令和九年、令和十年、それぞれの開園に向けたプログラムに参加していただいたりですとか、あるいは世田谷区内での運営実績がまだない事業者になります。そういった点も考慮しまして、区内のほかの園に事前に見学に行ってくださいまして、世田谷区が実践している保育、そういったものを実際に目にさせていただいて、御自身で取り入れていただけるものがあれば取り入れていただくというようなところも、事業者の決定の通知の中で文書として

お示しさせていただいておりますので、そのあたりの実効性というところも我々はきちんと継続して見守りながら、必要な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○**そのべせいや委員** 報告資料から分かる懸念ですとか、あるいはこちらから何か提案ができることはないだろうかということで今発言をさせていただいた次第ではあります。

一方で、先ほども申し上げたように、とにかく少なくとも都内で言うとワーストワンの待機児童ではないかということが新聞報道などで今報道されている中で、とにかく待機児童が発生をしないようにということで、少なくとも私、あるいは私たちの会派、議会全体から要望、お願いもしているところだと理解をしています。

その上でしわ寄せが行かない支援ということも併せて区役所としてできる部分があれば、ぜひお願いをしたいということを申し上げます。

○**おのみずき委員** 一点だけちょっと伺いたいんですけれども、（仮称）砧一丁目保育施設の応募事業者のヒューマンスターチャイルドさんについてちょっと気になって。やはり五四%の評価点で少し低いというところもあったので、今御説明ありまして、そちらは理解したんですけれども、東京都の福祉サービス第三者評価でこちらの会社さんを見たところ、世田谷区ではまだやっていないですが、中野区と港区でやっておられて、中野区のほうでちょっと、さらなる改善が望まれる点という点で、職員体制を早急に改善することみたいなのが期待されるというのが書いてあって、なかなか新たな職員の確保が困難な状況が続いていて園運営に厳しい制約が生じているとあったんです。ちょっとこれは不安だなと思ったんですけれども、これはもちろん令和十年開設なのでまだもうちょっと時間がありますが、なかなか保育人材も厳しい状態が業界全体である中で、こちらの会社さんはそのあたりは大丈夫なのかというところだけ確認です。

○**鳥田子ども・若者部副参事** こちらの事業者の人材確保の観点になりますけれども、中野区の施設の状況はちょっと我々も詳細を把握していないんですけれども、世田谷区におきましては、開設まで一年半ほど時間があるというところで、新卒採用あるいは補填というところで、既存施設からの配置転換というところで、必要な人材については確保できるというところを伺ってございます。我々としましても、開設に向けての支援プログラムの中で、当然進捗管理を含めて人材の確保というところがきちんと進んでいるかというところは適宜確認をしてまいります。

また、世田谷区におきましては、私立の事業者さんの人材確保の支援という観点で、宿舍借り上げとか一万円の補助金というのもありますし、また、直接的に雇用につながるよ

うな観点で、区独自の求人サイトですとか、あとは就職相談会といったところを委託事業として実施してございます。そういったところも活用していただきながら必要な人材について確保できるように、我々のほうとしても必要な支援をきちんとしてまいりたいと思います。

○津上仁志委員 一つだけ。今後の保育施設の進捗状況についての報告の中身なんですけれども、気になったのが、玉川地域は五月の報告で一歳児の待機児が六十七名出ていて、今進捗状況を見ると、その子たち、毎年需要は変わってくると思うんですけれども、普通に考えるとその六十七名の方が二歳児枠に行くんですけれども、現状、この進捗状況を見ると三十四ということで、恐らくこのままでいけば前回入れなかった一歳の子たちは二歳になっても入れないという方が半分ぐらい出ちゃうというふうに数字では見れるんですけれども。ただ、そう言いながらも、今後の目標というのが全体で百名以上を目指すという形だけになっているんですけれども、こういった玉川地域とか、特にたくさん待機児が出たエリアについて、そこに集中して、手が挙げられなければもうしようがないんですけれども、ここに書いてあるように枠の柔軟性みたいなことでの取組、そういったものがしっかりされているのかどうか、その点だけ確認したいと思います。

○鳥田子ども・若者部副参事 今御指摘いただきました玉川地域が一番待機児が多かったエリアになります。そちらに関しましては、新規整備という意味では現状資料に記載のとおり状況となっておりまして、並行して、特にやはり玉川・砧地域は非常に待機児が多く出てございましたので、そちらについては既存施設の面積ですとか人員の配置などを確認しながら、さらなる弾力化ができそうな園というところで今個別に要請を継続して行っているところでございます。そちらについては東京都の補助制度などの活用も可能ですので、そういったところの利用も働きかけながら、引き続きより多くの定員確保というところを目指して取り組んでまいります。

○河野俊弘委員長 次に、㊦せたがや架け橋プログラム（案）について、理事者の説明をお願いします。

○米倉子ども・若者部副参事 私からは、せたがや架け橋プログラムについて御報告をいたします。

本件は、文教常任委員会との併せ報告になります。

1 主旨でございます。区では、国における架け橋プログラムの推進を踏まえ、幼児教育

と小学校教育の円滑な接続を図るため、世田谷区の特色を生かした架け橋プログラムの策定に向けて検討を進めており、このたびプログラム案を取りまとめたので報告するものでございます。

2 プログラム作成の経緯でございます。区では、幼保小の円滑な接続を目指して、平成二十八年度に世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムを作成し、平成二十九年度から三十年度の試行を経て、令和元年度より区立小学校及び区立幼稚園・保育園において実施してまいりました。また、令和三年度には世田谷区教育・保育実践コンパスを策定するとともに、学び舎への参加対象を区立幼稚園に加え、私立幼稚園や保育所等へ拡大するなど、幼児教育と小学校教育の連携、接続の充実を図ってまいりました。

こうした取組を踏まえ、令和五年度にアプローチ・スタートカリキュラムの改定委員会及び作業部会を設置し、モデルとなる学び舎において実践的な研修を行いながら、区の特色を生かしたせたがや架け橋プログラムの検討を進めてまいりました。令和八年六月には、各園、各校の実情に即した、より活用しやすい内容とするため、区立小学校及び就学前施設を対象にアンケートを実施し、寄せられた意見を踏まえて内容の検討を行い、案としてまとめたものでございます。

3 プログラム案の概要についてでございます。こちらは本編を見ながら御説明させていただきます。

まずは右上の六ページ、活用の手順を御覧ください。せたがや架け橋プログラムは、大きく分けて解説と実践の手引きの二部構成となっております。

解説として、第一章ではプログラムを推進するに当たり、本プログラムの狙い、幼児教育と小学校教育の特徴、これまでのアプローチ・スタートカリキュラムとの関係性などを整理しております。

第二章では、世田谷の特色でもあります学び舎等の活用を示しております。

次に、実践の手引きとして、第三章でチェックリストを活用した就学前施設と小学校の関係づくりを、第四章で架け橋期のカリキュラムの作成について記載しております。

一二ページへお進みください。こちらは、架け橋プログラムの狙いであります子どもたちの学びと育ちのつながりをイメージとしてお示ししたものでございます。

図の下の方から、乳幼児期からのつながり、五歳児から小学一年生までの架け橋期、二年生以降と学びと育ちがつながるイメージをお示ししております。小学校教育で育みたい資質・能力、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等の基礎、学びに向かう力、人間

性等が幼児期に生まれ、後ほど御説明いたします幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などを通して架け橋期のカリキュラムを作成、実践することで円滑につなげていく考えでございます。

就学前後の環境変化に慣れることを主な目的とした世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムを活用しつつ、架け橋プログラムはより包括的に子どもの姿を捉え、就学前後で子どもの学びと育ちをつなぐことにより、小学二年生から先へも学びと育ちがつながることを目指しております。

一八ページまでお進みください。こちらでは、世田谷区の特色として、これまで積み重ねてきた学び舎の仕組みを活用しながら、就学前施設と小学校が相互に理解を深めていく流れをお示ししております。各学び舎には、就学前施設と小学校との幼保小連携に関する調整役として、区立幼稚園や保育園等を窓口園として位置づけております。架け橋プログラムの取組を進める際には、窓口園と小学校が中心となり、まずは先生同士の関係づくりや、情報の交流や、育みたい子どもの姿の共有などから始めていただくことが考えられます。その上で、架け橋期のカリキュラムの作成や実践の見直しにつなげていくといったことを目標とした流れをお示ししております。

続きまして、二一ページにお進みください。ここからは実践の手引き編に入ります。

第三章では、子どもたちの姿から互いの教育・保育内容を話し合える関係性の構築について記載しております。

二二ページへお進みください。こちらでは各園、各校において、現在の取組状況を確認できるチェックリストを掲載しております。体制づくりや教職員交流、教育・保育交流、架け橋期のカリキュラム作成に向けた取組などについて基盤づくり、連携・接続の実施、連携・接続の充実がどの程度進んでいるのかを確認することができます。

架け橋プログラムは、新しいことを一から始めるというものではなく、これまで各園、各校、各学び舎で取り組んできた交流活動や情報共有、事業、保育の相互理解が土台となります。こちらのリストを活用し、関係性を構築しながら対話を深めていければいいと考えております。

続きまして、二七ページへお進みください。第四章では、架け橋期のカリキュラムの作成と活用方法について記載しております。ここでは大きくカリキュラムを作成する際に、就学前施設と小学校が互いの教育、保育を理解するための三つのヒントと、架け橋カリキュラムの作成方法の二点を掲載しております。

二九ページまでお進みください。まずは一点目としまして、幼保小の先生方が幼児期の終わりまでに育ってほしい姿などを手がかりに、子どもの姿について話し合う際のヒントや、実際に作成する架け橋カリキュラムの例を掲載しております。

それでは、三〇、三一ページを御覧ください。こちらは幼児期の終わりまでに育ってほしい十の姿をお示したものです。

まず、十の姿は、いわゆる到達目標ではありません。また、それぞれの姿が小学校の特定の教科や単元に一对一でつながるといったものではありません。

三一ページの園庭での遊びの例を見ていただきますと、一つの遊びの中にも、友達と協力する、どうしたらうまくいくか考える、自分の考えを伝える、数や形に関心を持つなど様々な姿が重なって現れています。つまり、十の姿は子どもを十項目で評価するものではなく、遊びや生活の中で子どもがどのような経験をし、どのように学んでいるのかを捉えるための視点となります。例えば、友達と相談しながら何度も試したり工夫して遊んできた経験は、小学校に入って自分で考えて試したり、友達の考えを聞いて自分の考えを広げたりする学びにつながっていきます。

このように、幼児期の数量や図形への関心が、そのまま算数の特定の単元につながるということではなく、幼児期の経験の積み重ねが小学校の様々な学習の中で生かされ、さらに育っていくということです。そして、架け橋期のカリキュラムを作成する際には、この十の姿を手がかりに、幼保小の先生方が今の子どもたちはどのような経験をし、どのように学んでいるのか、これからどのような経験を大切にしていきたいのかなどを話し合います。こういった意味で、十の姿は幼保小の先生方が子どもの学びと育ちを同じ目線で語るための共通言語であり、話し合いを進めるためのヒントとなります。こうした話し合いを通じて、幼児期で大切にしてきた経験や学びを小学校でどのように受け止め、さらに育てていくのかを共有し、架け橋期のカリキュラムを作成いたします。

三四ページ以降には、実際に作成する架け橋期のカリキュラムの作成手順を掲載しております。

最後に、四七ページ以降には架け橋期の取組の参考となるよう、モデル研究や実践事例集を抜粋して掲載しております。

右上二ページまでお戻りください。4今後のスケジュール（予定）でございます。せたがや架け橋プログラムは十月頃の完成を目指しております。完成後は、解説動画の配信や研修等の実施により、各関連施設でより活用しやすくなるよう支援を進めていく予定でござ

ございます。また、令和十年度には二十九学び舎が魅力ある学び舎になることと連動した取組や、教育振興基本計画等の改定に合わせた内容の見直し等も今後検討していく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○たかじょう訓子委員 御説明ありがとうございます。これは国がやってきているものなので、ここで言ってもしょうがないんですけれども、教員の多忙化だって言っている中で、こういうことをまたやらせるのかという思いで、ちょっと何を考えているのかな、国はというふうに私は思っちゃうんですけれども。しかも、やっぱり今、保育園でも、学校のところを、私は文教をしばらく離れているので分からないんですけれども、方向性としては一人一人の子どもの成長にフューチャーしているんじゃないかなと、そうになっているけれども、こういう姿を目指しましょうみたいなのがやっぱりあって、本当にこれでいいのかなというのはちょっと私は思っているところです。

だから、本当に一人一人の子どもの成長にどうなのかという観点でやっていただきたいというふうに思いますし、教員への負担を考えますと、非常に私は心配だなというふうに思っているということをちょっと意見として申し述べておきます。

○河野俊弘委員長 次に、㊦自転車事故の発生について、理事者の説明をお願いします。

○宮下北沢総合支所子ども家庭支援課長 それでは、私のほうから自転車事故の発生について御報告いたします。

1 事故の概要でございます。発生日時は令和八年八月二十日木曜日、十四時五分頃、天候は晴れでございました。

発生場所は、世田谷区の路上でございます。

事故の内容でございます。北沢総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課の職員が、ケースワーカー業務のために訪問予定の御家庭の御自宅に向かっていたところ、出会い頭で起きた事故でございます。左右確認しながら進行方向へ進もうとした際、建物で死角になっていたことからゆっくり前進したところ、左側から直進してきた自動車と衝突したものでございます。

発生場所の詳細及び現場説明図並びに損傷の程度及び相手方等につきましては、別紙を参照願います。

なお、相手方の年齢と性別のところに下線が引いてございますが、編集集中の消し忘れで、下線に特段の意味はございません。申し訳ございません。

2 事後の対応でございます。警察の立会いの下、事故の内容や損傷の程度について確認を行っております。なお、相手方とは現在示談交渉を行っておりますが、双方の損害額や過失割合等については確定しておりません。

本件事故を踏まえ、自転車運転の際、停止、発進の際には周辺及び車両に十分に注意を払い、安全確認を怠ることのないように当該職員を指導するとともに、課内に周知いたしました。今後も事故防止に向けて継続的に交通安全講習会を受講する等、安全運転の啓発を行ってまいります。

このたびは大変申し訳ございませんでした。

私からの御報告は以上でございます。

○河野俊弘委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○田中優子委員 私は、ここはよく通る道なんですけれども、自転車でゆっくり出たという今説明があったと思うんですが、止まらなかったということですか。これは一方通行の車のほうが優先ですよ、当然。そこはどういう状況だったのでしょうか。

○宮下北沢総合支所子ども家庭支援課長 こちらなんですけれども、これは職員から聞き取った内容でございます。一時停止線少し手前で、場所の確認のために一旦停止をいたしました。スマートフォンの地図アプリで場所を確認した後、スマートフォンはかばんに入れて少しずつ前進したということです。両側の角に住宅がありまして視界が悪かったため、少しずつ前進しながら右を確認した後、左を確認しようとしたところで自動車と衝突したと報告を受けてございます。

○田中優子委員 状況はそれ以上分かりませんが、ちょっと信じ難いのは、逆だったらよくあり得るんですよ。甲のほうで車で乙のほうで自転車の場合は、非常にここは危ないなという。特に一方通行なので、右から来る自転車とか、車で行った場合、もし甲が車だった場合、非常に危ないなというところなんですけれども、何で自転車のほうが出ていっちゃって車とぶつかっちゃうんですかというのがちょっと信じられないような状況なんですけれども。示談交渉もされているということですので、現場検証を詳しくやるんでしょうけれども、そろそろと出て行って車とぶつかるというのはどういう状況なのか想像がつかないんですね。非常に危険なので注意してくださいとしか言いようがありませんが、また今後の報告をお待ちします。

○河野俊弘委員長 では次に、㊟その他ですが、そのほか報告事項は報告事項はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 なければ、以上で報告事項の聴取を終わります。

○河野俊弘委員長 次に、2 協議事項に入ります。

㊟次回委員会の開催についてですが、第三回定例会の会期中である九月二十五日金曜日午前十時から開催予定としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 それでは、次回委員会は九月二十五日金曜日午前十時から開催予定とすることに決定をいたします。

以上で協議事項を終わります。

○河野俊弘委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○河野俊弘委員長 なければ、以上で本日の子ども・若者施策推進特別委員会を散会いたします。

午後零時三十五分散会
